

第38回平成23年9月与謝野町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成23年9月1日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時55分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 野村生八 | 10番 | 山添藤真 |
| 2番 | 和田裕之 | 12番 | 多田正成 |
| 3番 | 有吉正 | 13番 | 赤松孝一 |
| 4番 | 杉上忠義 | 14番 | 糸井満雄 |
| 5番 | 塩見晋 | 15番 | 勢旗毅 |
| 6番 | 宮崎有平 | 16番 | 今田博文 |
| 7番 | 伊藤幸男 | 17番 | 谷口忠弘 |
| 8番 | 浪江郁雄 | 18番 | 井田義之 |
| 9番 | 家城功 | | |

2. 欠席議員

11番 小林庸夫

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 太田 貴美 | 代表監査委員 | 足立 正人 |
| 副町長 | 堀口 卓也 | 教育長 | 垣中 均 |
| 企画財政課長 | 浪江 学 | 教育委員長 | 白杉 直久 |
| 総務課長 | 奥野 稔 | 商工観光課長 | 太田 明 |
| 岩滝地域振興課長 | 中上 敏朗 | 農林課長 | 永島 洋視 |
| 野田川地域振興課長 | 小池 信助 | 教育推進課長 | 土田 清司 |
| 加悦地域振興課長 | 森岡 克成 | 教育次長 | 和田 茂 |
| 税務課長 | 植田 弘志 | 下水道課長 | 西村 良久 |
| 住民環境課長 | 朝倉 進 | 水道課長 | 吉田 達雄 |
| 会計室長補佐 | 飯澤喜代子 | 保健課長 | 泉谷 貞行 |
| 建設課長 | 西原 正樹 | 福祉課長 | 佐賀 義之 |

5. 議事日程

| | | | |
|--------|---------|-------------------------------|-------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 議案第 80号 | 与謝野町財産区管理委員の選任について | (提案理由説明～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 81号 | 与謝野町防災会議条例の一部改正について | (提案理由説明～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 82号 | 与謝野町税条例の一部改正について | (提案理由説明) |
| 日程第 7 | 議案第 83号 | 与謝野町火葬場条例の一部改正について | (提案理由説明) |
| 日程第 8 | 議案第 84号 | 災害復旧事業の施行について | (提案理由説明) |
| 日程第 9 | 議案第 85号 | 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の策定について | (提案理由説明) |
| 日程第 10 | 議案第 86号 | 温江上辺地に係る総合整備計画の策定について | (提案理由説明) |
| 日程第 11 | 議案第 87号 | 加悦奥辺地に係る総合整備計画の変更について | (提案理由説明) |
| 日程第 12 | 議案第 88号 | 峠辺地に係る総合整備計画の変更について | (提案理由説明) |
| 日程第 13 | 議案第 89号 | 平林辺地に係る総合整備計画の変更について | (提案理由説明) |
| 日程第 14 | 議案第 90号 | 香河辺地に係る総合整備計画の変更について | (提案理由説明) |
| 日程第 15 | 議案第 91号 | 平成23年度与謝野町一般会計補正予算(第3号) | (提案理由説明) |
| 日程第 16 | 議案第 92号 | 平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第1号) | (提案理由説明) |
| 日程第 17 | 議案第 93号 | 平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号) | (提案理由説明) |
| 日程第 18 | 議案第 94号 | 平成23年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第1号) | (提案理由説明) |
| 日程第 19 | 議案第 95号 | 平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | (提案理由説明) |
| 日程第 20 | 議案第 96号 | 平成23年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第1号) | (提案理由説明) |

| | | |
|-------|---------|---|
| 日程第21 | 議案第97号 | 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明) |
| 日程第22 | 議案第98号 | 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明) |
| 日程第23 | 議案第99号 | 平成22年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について (提案理由説明) |
| 日程第24 | 議案第100号 | 平成22年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明) |
| 日程第25 | 議案第101号 | 平成22年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定 について (提案理由説明) |
| 日程第26 | 議案第102号 | 平成22年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明) |
| 日程第27 | 議案第103号 | 平成22年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明) |
| 日程第28 | 議案第104号 | 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について (提案理由説明) |
| 日程第29 | 議案第105号 | 平成22年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明) |
| 日程第30 | 議案第106号 | 平成22年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について (提案理由説明) |
| 日程第31 | 議案第107号 | 平成22年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明) |
| 日程第32 | 議案第108号 | 平成22年度与謝野町水道事業会計決算認定について (提案理由説明) |
| 日程第33 | 請願第1号 | 中学生に最も相応しい教科書の採択を求める『教育委員会への 意見書』の提出を要望する請願書 (提案～委員会付託) |
| 日程第34 | 請願第2号 | 役場庁舎の統合に関する請願書 (提案～委員会付託) |
| 日程第35 | 請願第3号 | 与謝野町庁舎問題に関する請願 (提案～委員会付託) |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長 (井田義之) 皆さん、おはようございます。

本日、小林議員より欠席の届けが出ております。また、宇野会計室長より欠席の届けがまいつております。代理として飯澤室長補佐に出席いただいておりますので、皆さんにお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は、17人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから第38回平成23年9月定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

定例会の開会に当たり一言、あいさつ申し上げます。

今日から22年度の決算認定を中心とした9月定例会、9月、10月は町内の行事も多く、10月6日までの長い日程となりましたが、まずは、よろしく願いをいたします。6月定例会からきょうまで常任委員会、なお、特別委員会の広報委員会、活性化委員会、庁舎問題特別委員会等々、多くの活動をしていただき、9月が早く来たように感じております。また、行政の皆さんには24区の町政懇談会、本当にお世話さまでございました。

さて、国のほうに目を向けてみますと日本丸の船長が菅船長から野田船長に交代が決定、日本丸の行く手は霧が多く、波風もあり、かじのとりにくい船出かと思われませんが、私たち地方に、どんな変化があるのかも含め、速やかな航海に期待をしたいものであります。厳しい残暑予想の中ではありますが、定例会の中で与謝野町議会も暑さに負けない、熱い質疑、質問が、また、あわせてスムーズな議事進行に対するご協力をお願いし、開会に当たりましての私のあいさつとさせていただきます。

ここで太田町長からごあいさつの申し出がありますので、受けたいと思います。

太田町長。

町長 (太田貴美) 皆様、おはようございます。

ことしの夏も非常に厳しい暑さが続いておりましたが、ようやく朝夕には心地よい涼やかな風が吹くころとなりました。

さて、9月議会定例会の開会に先立ちまして、皆様に一言おわびを申し上げます。このたび与謝野町国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料につきまして、課税誤りが、また、福祉医療制度の老人医療受給者証につきまして、交付誤りがございました。与謝野町の税務行政や国民健康保険をはじめとする医療制度に対します信頼を損なう事態を引き起こしてしまい、町民の皆様には心からおわびを申し上げます。ご迷惑をおかけいたしました関係者の皆様には、ただちに謝罪に伺わせていただきました。今後は、このような事態を二度と起こさないよう原因を究明し、再発防止に努め、町民の皆様の信頼回復を図るべく全力を尽くしてまいります。まことに申しわけございませんでした。

また、この場をおかりいたしまして、町政懇談会のご報告をさせていただきたいと存じます。6月20日の三河内地区を皮切りに8月5日の男山地区まで計24地区におきまして、町政懇談会を開催させていただきました。この間、大変お忙しい中、また、暑い中、多くの町民の皆様にお越しいただき、厚くお礼を申し上げます。今回の町政懇談会は庁舎統合問題について、私から

の案をお示しし、非常にたくさんのご意見やご要望等をちょうだいいたしました。今後、さまざまな検討を行い、再度、町民の皆様は私の考えをお示ししたいというふうに思っております。

それでは、改めまして9月議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。本日は第38回平成23年9月与謝野町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変ご多忙の中をご参集いただき、心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本定例会では平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定などの重要議案をご審議いただくこととしております。本日、ご提案いたします議案は、人事案件1件、条例案件3件、災害復旧事業の施行1件、辺地計画の策定及び変更にあわせて6件のほか、各会計補正予算案件6件、平成22年度各会計決算認定12件の都合29件となっております。特に平成22年度決算につきましては、一般会計と特別会計との総合計で収入済み額が217億951万8,000円、支出済み額が212億4,298万2,000円で差し引き4億6,653万6,000円の黒字決算となっております。非常に限られた予算の中で、町民の皆様の安心と安全を守るため、防災行政無線のデジタル化に着手し、さらに情報格差の是正を図るため、有線テレビ拡張事業を実施し、また、地域循環型の産業振興を構築するため、住宅改修助成事業を実施するなど、町独自の事業に加え、国の雇用創出事業を活用し、緊急雇用対策事業なども取り組ませていただいたものでございます。

先般、監査委員による平成22年度の決算審査について報告をいただき、いろいろご指摘をちょうだいいたしております。ご指摘いただきました事項につきましては真摯に受けとめさせていただきます、今後の行政運営に生かしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても町行政の推進に、より一層努めてまいりたいと存じますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、本定例会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（井田義之） ご報告いたします。去る8月10日付で産業建設常任委員会、小林委員長から病气療養中のため委員長を辞任したいとの申し入れがありました。これを受けて8月25日に開催されました産業建設常任委員会において、小林委員長の辞任願について協議の結果、これを許可することとされました。これに伴い後任の委員長の選任が行われ、委員長に浪江郁雄委員が選任されました。また、後任の副委員長には塩見晋委員が選任されました。以上、ご報告いたします。議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。

お手元に配付しております本定例会に提出されております議案は、議案第80号 与謝野町財産区管理委員の選任についてほか31件であります。

以上、32件を上程します。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、16番 今田議員、17番 谷口議員、以上2名にお願いすることにいたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から10月6日までの36日間としたいと思いま

すが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10月6日までの36日間と決定いたしました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

最初に、総務常任委員会の活動報告をお願いします。

15番、勢旗委員長。

総務常任委員長(勢旗 毅) おはようございます。

それでは、議長の指名を受けましたので、総務常任委員会の活動につきまして報告をさせていただきます。まず、この間、1点目は7月14日から15日にかけて、長野県飯田市、岐阜県恵那市を行政視察してまいりましたので、その概要を報告をいたしますのと。2点目は8月18日、地域防災計画の見直しの状況等について、総務課長及び担当者の説明を受けました。本年3月、未曾有の東日本大震災、原発の事故を踏まえまして、この計画の見直しが必要になっております。そういうことから国の考え方、京都府の考え方を通して与謝野町の見直しの進行状況について、説明を受けました。

特に、災害備蓄資機材の備蓄状況について詳細な説明を受けたところでございます。また、国民健康保険税の過大徴収、賦課誤りについての経過や実情を税務課長から報告を受けました。

それでは、まず、7月14日から7月15日に視察をいたしました長野県飯田市の状況について報告をいたします。飯田市はご承知のように昭和27年に駅前が大変な火災になりまして、市の大半が焼失するような大火に見舞われたところでございますけれども、そのときに中学生の作文でリンゴの並木通りをつくりたいと、こういうことが今日のまちづくりの基本になりまして、現在、そのリンゴの並木通りがつくられている。非常にリニアの中央新幹線、そうした候補にも挙がるような長野県南部の都市でございました。ここは人口10万5,000人、面積は650km²、果樹を中心といたしました農業や、あるいは昔からの水引や生菓子等の地場産業を中心にして、また、最近では精密機械工業も入っておりまして、農商工のバランスのとれた都市として評価をされているところでございます。

私たちが行きました目的は行政評価についてでございます。飯田市は平成19年度から平成28年度の10年間を期間とする総合計画が立てられておりまして、この総合計画の進行管理の手段として活用しているのが行政評価と、こういうふうに勉強をさせていただきました。行政評価は行政活動のマネジメントそのもので、前期計画、前期の5年間、約5年間で九つの政策、46施策と800の事務事業で構成をされております。その中で議会における行政評価の取り組みとしての基本は自治基本条例によって、その骨格がつくられておるというふうに学んでまいりました。議会におきます行政評価の実際としては、以前の個別事業の活動量に重点が置かれてきたものが、基本構想の施策体系に基づいて結果的に市民に何をもたらしたかと、こういう点が議会独自の評価がされておると、このように感じてまいりました。取り組みの手順は多くの資料をいただいております。現在、勉強中でございますけれども、そもそも必要な事業なのか、だれがやるべきなのか、市がやる場合、中身に問題はないか、こういう視点で事業仕分けの手法がさ

れておりまして、縮小、廃止、現状維持、拡大を明確にすると、こういう取り組みになっておったと思います。成果と課題としましては、決算審査において何をしたかではなく、何を得たかの視点での質疑が非常にふえておると、こういうふうに聞いてまいりました。

それから、自治基本条例が平成14年度で地方分権の一括法の施行を受けまして、議会のあり方研究会によって、議会議員はどうあるべきかと、こういった点から、この条例が理念条例としてつくられておると。しかし、それが実際に市政運営に対する議会行政、市民の役割を明確に規定しておると、そういったことを勉強をさせていただきました。

それから、ムトスのまちづくり、この「ムトス」という言葉が珍しいということでご承知いただいておりますかと思っておりますけれども、昭和57年に、この「ムトス」という言葉を合い言葉にしたまちづくりがスタートいたしまして、飯田市の語源と言われます「結」ですね。多くの人の協力と役割分担による一つのことをなし遂げた。この仕組みを協働そのものだと、こういうふう位置づけをされまして、毎年、そういった企業、ムトス飯田賞なるものが定められておると、毎年、優秀団体が受賞をされておると、こういう町でございました。大変勉強になったと、このように思っております、今後の9月の、特に決算議会の中でも、いろいろ学んだ成果を出していただくということになるのではないかなと、このように思っております。

それから、翌日、7月15日は岐阜県恵那市を視察をいたしました。ここは人口5万5,000人、面積は504.19平方キロメートルということで、農林業、栗、それから昔から続いております寒天、シクラメン、そういった花の団地や、あるいは企業誘致も積極的にやられておるということと、中央自動車道や名古屋から近いということで非常に優位性を生かしたまちづくりがされておるというふうに思いました。ここで視察をいたしました目的は、指定管理の現状と、それから、その成果をどう見ているかと、このことが目的でございまして、指定管理は、この市で118指定管理制度を導入している施設がございまして、そういった内容について、ここでは市立病院も東京の社団法人が指定管理者になっていると、そういうところもございましたし、また、保育園なんかですね、そうした指定管理をされておると、そういう状況をお話を伺ってまいりました。

それから、特に定期的、継続的なモニタリングがですね、きちっとやられておると、このことを学んでまいりまして、今後の中で、こういったこともいろいろと報告をさせていただかないかなと、このように思っておるわけでございます。

それから、もう一つ、この恵那市で財団法人日本大正村というのがございまして、ここはちりめん街道を考えると、どうしても、この大正村は欠かせないと、こういうふうに思ひまして、あわせて視察をさせていただきました。本町のうたいになっております、いわゆるレトロ、レトロモダンとは一体どういうことかと、そういったことを勉強させていただくのに格好のところだったというふうに思っております。ここは旧明智町がやられたところとございまして、初代村長は高峰三枝子、現在は司葉子さんが村長ということで、他の力を利用する才覚が非常にあるなど、こういうふうにご承知いたしました。それから、旧加悦町で、かつてなんじゃもんじゃの木というのを、私どもお願いしたことがございます。関西では、この木はタゴの木のことを申し上げるわけでございますけれども、岐阜から関東にかけては、ここはヒトツバタゴという木を、これがなんじゃもんじゃの木ということになりまして、初めて、私は、そのような木を見ることが

できると、こういうことで勉強をしてまいりました。

二日間、本当に私どもが、この議会の中で十分学んだ成果が発揮できると、こういうところに当たったということで喜んで帰った次第でございます。それから、先ほど申しましたように8月18日に国民健康保険税の過大徴収や賦課誤りについての経過の実情を税務課長から受けました。これは私どもが必ずしも所管ではないわけですが、その日に記者会見が行われるということでですね、委員会の中でタイムリーに報告を受けたと、こういったことで勉強をさせていただいたということでございます。非常に不十分ですが、報告とさせていただきます。以上です。

議長（井田義之） 次に、文教厚生常任委員会の活動報告をお願いいたします。

13番、赤松委員長。

文教厚生常任委員長（赤松孝一） おはようございます。

それでは文教厚生常任委員会の件につきましては、先般の視察を報告させていただきます。7月21日、7月22日にわたりまして京都府の舞鶴市の白糸中学校、それから、福井県福井市の至民中学校、それから、滋賀県の日野町の日野中学校の3中学校と近江八幡市の重伝建等見て回ってきました。まず、視察の目的としましては、皆さん、ご存じのように、このたびの加悦中学校の全面改築工事が行われることになりましたが、当常任委員会としましても改築工事に対しまして、これからの事業展開や建築内容、また、今後の中学校教育の基本姿勢等に一定の見識を十分学習の上、今後の事業の推進を見守り、そして、加悦中学校の全面的改築工事がより一層充実しまして、生徒はもとより地域住民を初めとする利用者にとって安心で安全な施設となることを念願いたしまして、今回の施設研修に取り組みました。研修の参加者は、私たち常任委員会の議員6名と教育委員会から和田次長、そして、議会事務局の秋山事務局長というふうな、計8名でまいりました。白糸中学校、至民中学校、日野中学校、それぞれ特色があり、本当に中学校に対する、いわゆる既存概念が払拭されるような現状でありました。やはり中学校の背負う使命は当然、学びやであることではありますが、やはりきょう今日の地域が求めている中におきまして、非常にやはりどの中学校におきましても共通していることは、その地域を非常に大切にしている。そして、この中学校が地域のまちづくり、人づくりにとって本当に意義の深い、そして、活力あるまちづくりの未来づくりに大きな一躍を担っていることを改めて痛感をいたしました。

また、建設工事に着手するまでは、いろんな角度から各種検討委員会にて議論をされまして、町民代表、議会代表、各種団体等の意見を生かし、基本的な方針をまとめ上げ、そして、地域住民の声を大切にされていること、これが3校に共通するところでもあります。町内の加悦、江陽、橋立、各中学校の現状を、やはりもう一度認識しまして、未来の与謝野町の人材をいかに生かすことができるのか、大きな課題であろうと思っています。

プロポーザル方式で外部からの知恵や知識を導入することも大切ですが、やはり、それまでに足元をいま一度見直し、地域住民との協議をすることが必要不可欠であることを確信いたしました。やはり今回の加悦中学校の全面改築工事は大きな課題を持っています。明日の与謝野町の無限の可能性を信じ、今、私たち町民が中学校改築工事を本町の将来の未来づくりの礎になることを認識しまして、多くの町民が深く関心を持ち、全知全能を傾注しなければならない、そういった大変意義ある工事であるというふうなことを、いま一度強く意識させられる研修でありました。

また、そういった細かい資料につきましては、議会事務局のほうに保管してございますので、関心のある方は、どうぞ一度、目を通していただければうれしく思います。以上であります。

議長（井田義之） 次に、産業建設常任委員会の活動報告をお願いします。

8番、浪江委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） おはようございます。

先ほど議長より報告がありましたとおり、新しく委員長に就任することになりました。残された任期を副委員長、また、委員の方々ともどもしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、初めに視察報告をさせていただきます。日程としましては、7月6日から7日まで、場所は岐阜県郡上市、それから、福井県のおおい町でございます。研修事項としましては、石徹白マイクロ水力発電について、また、大飯発電所のエル・パークにおいて行いました。初めに石徹白のマイクロ水力発電でございますが、この石徹白地区については、岐阜県と福井県の県境にある典型的な中山間の集落でございます。過疎化、少子化、高齢化が進む非常に地域の存亡が大きな課題となっております。こうした中で、地域再生のシンボルとして行政ではなく、地域住民が中心となって2008年、実験的に3基の水車を設置されました。現在まで6基の発電設備を導入され、今現在は1基が稼働中でございます。その稼働中のらせん型水車でございますが、大きさが直径90センチ、長さが3メートル、らせん型水車は落ち葉などのごみが詰まりにくく、また、設置にかかる工事費も比較的少なくてすむと。それから、低落差で水量の多い場所での設置がふさわしいということでございます。稼働してから2年1カ月経過するわけですが、大きなトラブルもなく、24時間、365日稼働しております。費用としましては、全体で、工事費も含めて約200万円、発電量はマックスで800ワット、常時500ワットというふうに聞いておりました、それでやられる電気代を月に換算しますと約6,000円ということでございます。

そのほかにも大きな水車でありますとか、小型の、小学生がつくるようなキット、その他見させていただきました。感想としましては、先進的な取り組みでございまして、全国メディアにも紹介され、石徹白地区は非常に有名になったと、地域のシンボルとして各地から多くの方が見学や視察に訪れています。それから、設置から日常的な保守管理については、すべて地元の方がされているということで、このあたりは非常にすばらしいというふうに思っております。しかし、採算面を考えてみますと、設置費用と発電量の単価を見てみると非常に厳しいのではないかなというふうに思っております、また、水量が非常に豊富なところで、また、50センチ以上の落差が必要なこと。それから、水利権の新たな取得が要らないなど、設置する場所が限定されるというような課題も多いと思っております。

それから、二日目には大飯発電所に伺ってきました。このたびの東日本大震災に係る安全対策ということがメインでございますが、与謝野町は大飯発電所から45.5キロ、また、高浜発電所からは32.4キロと、そう遠くない距離にありまして、このたびの福島原子力発電所の事故を受けまして、町民の方々からも非常に多くの不安の声を聞いております。また、電力の安定供給は私たちの生活及び産業活動にも非常に不可欠でございまして、このあたりから、今回、先ほど申しました自然資源を利用したエネルギーと、また、この原子力について研修をさせていただきました。現状、あるいは発電所の仕組みなど、細かい説明を受けた後、一番関心の高かった

緊急対策について、少しだけ報告させていただきます。あの震災の事故を受けましてから、既に電源車による電源の確保でありますとか、消防ポンプによる炉心及び使用済み燃料の冷却機能の確保、また、扉にすき間シールを張るなど、それから、対応体制や訓練などを実施されております。また、今後については防波堤のかさ上げなどを計画されているようです。感想としましては、このたびの福島の原子力発電所の事故によりまして、これまでの安全基準が安全ではないということがわかりました。さまざまな安全対策は、これからも問われると思いますけども、例えば、津波についても、日本海は津波がないと言われてはいますが、ほかの委員からありましたように、例えば隕石が落ちるとか、また、そういった敵国からの攻撃とかテロとか、そういった可能性が全くゼロではないという質問もありまして、こういったことを今後とも取り組んでいただきたいというふうに思っております。今回、エネルギーのことにに関して視察をいたしまして、非常に、このエネルギーについて、我々一人一人が本当に考えんなんときではないかなというふうに感じて帰ってまいりました。

それから、8月25日に委員会を開催いたしまして、現場視察ということで町内の現場を見て回ってまいりました。一つには岩屋川の統合井堰の現場、それから、香河地区の有害鳥獣防止柵現場、それから、冷凍米飯の施設を見て回りました。非常に雨が降る中でございましたが、担当課長はじめ担当の方に来ていただきまして、いろいろと事業の概要等、説明をいただきました。また、冷凍米飯施設におきましては、昨年、おととしと導入されました急速冷凍機や、そういったもろもろの炊飯器でありますとかを実際に見させていただき、また、最近の状況などを聞かせていただきました。そのほかには7月28日に野田川改修期成同盟の理事会、それから、8月9日に同野田川改修期成同盟会の総会がありまして、委員会を代表しまして、委員長のかわりに参加させていただきました。以上で報告を終わります。

議長（井田義之） 次に、議会活性化特別委員会の活動報告をお願いいたします。

16番、今田委員長。

議会活性化特別委員長（今田博文） それでは、活性化特別委員会の報告をさせていただきたいと思えます。6月議会が終わりまして、本日まで委員会は4回、開催をいたしました。6月24日ですけれども、宮津青年会議所の6月事業に参加をさせていただきました。これは政治をわかりやすく解説したいということで、町の政治というふうなことで題して、落語で政治を語られたり、その中で1市2町の議員が出て、パネラーとして今の活性化の現状の取り組み、あるいは今後の目標について話していただきたいということで、私と、それから議長とで出席をさせていただきました。

そんな宮津青年会議所の皆さんとのご縁ができて、8月22日、この間でございましたけれども、活性化委員会のメンバーと、それから、宮津青年会議所のまちづくり委員会の皆さん、8人ほどだったと思えますけれども、懇談会をさせていただきました。非常に熱心に話が出まして、7時半から10時前まで2時間以上にわたって懇談をさせていただきました。今、住民説明会、議会の住民説明会について議論をしております。その中で、我々、頭の中だけや、あるいは机の上だけで物事を考えて議論したり意見を出したりということが多いわけですが、まず、自分たちで経験なり体験をしたらどうかというふうな委員会の発想の中からJCの皆さんと懇談をさせていただきました。非常に有意義な、そして、参考になる意見も多く聞かせていただきま

して、大変ありがたいなというふうに思って、この事業といいますか、懇談会を終了いたしました。

それから、研修視察に行かせていただきました。三重県の伊賀市、それから、大阪府の熊取町ということでございます。三重県の伊賀市ですけれども、皆さん、ご承知のように、これは全国でもトップクラスの改革の先進地ということでございます。平成16年11月に1市3町2村が合併してできた市でございます。人口が9万9,000人、面積が558キロ平米、これは伊賀忍者のふるさととして全国的にも非常に有名な地域であるというふうに思っております。この自治体ですけれども、自治基本条例を立ち上げておられます。これは合併と同時に制定をされたというふうにお話を聞きました。議会基本条例につきましては、平成19年4月に制定をされております。この議会基本条例の特徴、七つの特徴があるということでお話を聞かせていただきました。1点目が議会報告会の実施です。これは班編制、4、5人で班を組まれまして、定例会後、おおむね1カ月以内に開催をされているということでございました。住民自治協議会というのがあるそうですが、そこに出向かれまして、年に1回以上は報告会をしているということでございます。実績としまして、平成22年度に37回、それから、参加をされました住民の皆さんが841人ということでございます。平成19年から22年度の4年間で3,089人が、この報告会に出席といいますか、参加をされているというふうなお話を聞きました。

それから、2点目が一問一答方式の導入と反問権の付与でございます。これは実績としましては、市長、副市長、教育長、産業振興部長が本会議で4回、それから、予算特別委員会に1回、議員の質問に対して逆質問、つまり反問権を使っておられます。

それから、三つ目ですけれども、重要政策に対する7項目の明確化、1点目が政策の発生源。二つ目が提案に至るまでの経緯。3点目が他の自治体の類似する政策との比較検討。4点目が市民参加の実施の有無と、その内容。5点目が総合計画との整合性。6点目が財源措置。それから、7点目に、将来にわたるコスト計算ということでございます。

それから、四つ目の特徴ですけれども、政策討論会の開催をされております。これは重要政策や課題に対して共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため議員全員で年間に2、3回は実施をしているというお話を聞かせていただきました。

それから、5点目の特徴として出前講座の開催をされております。いろんな各種団体からの要請があれば出向いて出前講座をするということでございます。それから、6点目に議案に対する議員の表決態度の公表、これは既に、うちの町でも議会だよりで公表をしております。それから、最後7点目ですけれども、議員提案による議員定数報酬の改正、これができるということです。議員定数の改正に当たっては行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分考慮するものとする。二つ目に、議員報酬の改正に当たって議員が提案する場合は、市民の客観的な意見を参考に決定するものとする。こういう位置づけで行われておられました。

それから、伊賀市議会の今後の課題としては、議員討議のさらなる推進を目指したい。それから、政策集団としての会派の活動を充実したいということ。それから、これ私はびっくりしたんですが、議長選挙のあり方を変えたい。議長になりたい方は立候補せいと、そして、マニフェスト、ここで主張して政策を皆に説明をすると。そして、議員の皆さんから質疑を受けて、その後、投票に入ると、こういう形で今後の議長選挙をやりたいというふうなお話を聞かせていただきま

した。

それから、二日目ですけれども、大阪府の熊取町に行かせていただきました。大阪府の、これ南部に位置しております。人口が4万4,000人、面積が17キロ平米、非常にコンパクトで行政効率がいい町だということでございます。非常に立地条件にもいい位置におられまして、関西国際空港まで車で大体30分あったら行けるんだというふうなお話を聞かせていただきました。議会基本条例につきましては、平成18年10月に会派で北海道の栗山町に視察に行かれたということです。そこでぜひ、うちの議会でも、このことに取り組みたいというふうなお話があり、そして、その声が非常に高まってきたというふうなことで、制定に対しての議論が高まってきたと。それまでの熊取町議会というのは非常に、これ議員さんのお話ですけれども、非常に議場の態度も悪い。そして、議会だよりも発行していないというふうな中で、これからは、こんなことではだめだというふうな思いで基本条例に向かわれたというふうなお話を聞かせていただきました。

基本条例特別委員会を立ち上げまして、先進地の伊賀市、あるいは議会改革シンポジウムを開催するなど、平成20年3月定例会において成立し、4月1日より施行をされております。

以上、わかりにくい部分もあったというふうに思っておりますけれども、あと視察報告のレポートを事務局に置いておりますので、ぜひごらんをいただきたいというふうに思っております。

それから、この熊取町ですけれども、議会の政治倫理条例を制定をされております。議員の責務として、議員は町民全体の代表者として町政に携わる機能と責務を深く自覚し、町民の信頼に値する、より高い倫理的義務に徹し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならないとうたっております。この中で、特徴的なのは町から補助金を受けている団体、例えば、区長会でありますとか、あるいは商工会、婦人会、リストの一覧表を見せていただいたんですけれども、64団体ほどございました。その団体の長には就任することはまかりならないというふうなことで、その倫理条例の中に記述がしてあるということでございました。

以上、簡単に説明申し上げました。先ほど申し上げましたように事務局に視察レポートをおいでいたしますので、ぜひごらんをいただけたらというふうに思います。以上です。

議長（井田義之） 次に、議会広報特別委員会の活動報告をお願いします。

1番、野村委員長。

議会広報特別委員長（野村生八） それでは、議会広報特別委員会の、6月議会以降の報告をいたします。

まず、21号6月議会だよりの発行をしてきました。こういう議会だよりをごらんになっていただけたかというふうに思っています。3月の議会だよりは編集内容、あるいは編集体制、すべてを大幅に変えたという関係で、発行に2カ月近くかかりました。しかし、今回、6月の議会だよりは、そういう体制にもようやくなれて、1カ月以内に発行をすることができました。今後できるだけ1カ月以内に発行を目指して努力をしていきたいというふうに思っています。

それから、8月26日に京都府の広報研修会に委員全員で参加をして研修をしてきました。ここでは3月議会の、このすべての京都府下の市町村の3月議会の議会だよりに関する講評というものがありまして、先ほど言いました3月の議会だよりは大幅に紙面を変えたということで、どういう講評がされるのか、ひやひやもしながらちょっと自信も持ちながら出かけていったんですが、その内容では、おおむねよかったんではないかなというふうに思っています。

まず、この表紙については、いわゆるトリプルA、非常に力強くてすばらしい表紙だという講評をいただきました。それから、記事の内容については、これだけ議会の内容がたくさん記事として出されている議会だよりは京都府下はもちろん、全国的にも、そうなのではないかということで、この与謝野町の議会だよりが議会の内容を住民に詳しく知らせる、そういうたよりとして大きな効果を上げているというふうな講評だったというふうに受けとめています。

それから、全体に文章の一体性もきっちりされているし、見出しについても非常によくわかる、記事の内容がよくわかる見出しが出されているということで、全体に大変すばらしい議会だよりだという、講評だったというふうに受けとめました。ただ、この3月議会は当初予算があったのですが、その予算の内訳等々の全体の記事がない。それまではずっと円グラフで予算の内訳がわかりやすい形で載せてきましたが、この3月の議会だよりには、それは載っていません。これはたまたま載せなかったというのではなくて、戦略的に載せるのをやめたことに対して、これがないというのは、もう致命的によくはないという講評を受けまして、いささかショックを受けてきました。先ほど言いましたように、大変紙面が、これはもう理事者にご理解いただいて京都府下、一番多い紙面になっているわけですが、それを載せますと、また、1ページ、2ページふえるということで、載せればいいわけですが、そういう内容よりも議会の質疑を、当初予算の質疑を詳しく載せるほうがいいのではないかなという思いもあったわけですが、それらについて、ほかの問題も含めていただきました講評を受けとめて、今9月議会の議会だよりを、さらにいいものにしていきたいというふうに思っています。以上です。

議長（井田義之） 次に、庁舎問題特別委員会の活動報告をお願いいたします。

17番、谷口委員長。

庁舎問題特別委員会委員長（谷口忠弘） それでは、庁舎問題の特別委員会の報告を申し上げたいと思います。当委員会は6月9日の6月定例議会の中で庁舎問題特別委員会の設置議案が提出されまして、全員賛成で可決をされまして、この委員会が設けられました。設置の目的としましては、庁舎のあり方について調査研究を行うためということで、この委員会が設置をされました。同日、正副委員長の選挙がございまして、不肖私が委員長ということで、副委員長には家城議員が選任をされたわけであります。

第2回は6月22日に開催をいたしまして、今後の、この委員会の進め方につきまして委員の皆様方に、いろいろご討議をいただきました。また、この案件につきましては、過去のいろんな資料がございまして、行政側に、その資料等々の提出をお願いをしたところがございます。そして、この本委員会につきましては、町民の皆様方の非常に関心事でございますので、全公開としましてKYTで生中継と録画を放映するということを決定をさせていただきました。

7月1日、第3回は合併協議会の協議の経過の確認でありますとか、その検証、これを中心に行いさせていただき、また、次回の委員会の議題をどういうぐあいな議題で進めていくかという検討もしていただきました。

7月27日の第4回と8月10日の第5回につきましては、副町長、企画財政課長に出席をいただきまして、庁舎検討のワーキングの検討経過について、その中身につきまして行政側から説明を受けまして、それにつきまして各委員から質疑をされ、いろんな角度で質問をされ、答弁をいただいたところでございます。

第6回目は、昨日、8月31日に行いまして、これには町長にも出席をいただきまして、引き続きワーキングの検証でありますとか、また、町内24カ所の町政懇談会を終えましたので、町民の皆様方から、いろんな角度からの質問を受けましたので、これらについての対応について、行政側に質問が多くなされたのではないかなというぐあいに思っております。本委員会は現在、町政懇談会を終えまして、あらゆる意味からも、私は第二段階に入ったように感じております。理事者側との意見交換はもちろんですけれども、町民の皆様方のお声を聞きながら、あらゆる意味での持続可能なまちづくりを進めていくために、この庁舎問題はどうかあるべきかということを含め、今後も議論を重ねてまいりたいと、このように思っておりますので、皆様方、町民の皆様方にもよろしくお願ひしたいというぐあいに思っております。

以上、経過報告になりましたけど、庁舎問題特別委員会の報告にかえさせていただきます。

議長（井田義之） 続きまして、一部事務組合の報告に入ります。

最初に宮津与謝消防組合議会臨時会の報告をお願いいたします。

13番、赤松議員。

13番（赤松孝一） それでは、宮津与謝消防組合議会臨時会の報告をいたします。

先月の8月3日、午前10時より宮津市の議会議事堂におきまして、組合議会が開会されました。主な内容は、まず一つは宮津与謝消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する議案でございます。ご存じのように消防署の職員は宮津市の給与に準じますので、今回、簡単に言いますと、減額の条例改正でございます。年間約1,630万円ぐらいの減額になる予定でございます。全員賛成で可決されました。

次に、高規格救急自動車の取得につきましての議案に対しまして、これも全員賛成で可決したわけですが、内容におきましては、指名競争入札によりましての契約で、取得価格は2,677万5,000円、契約の相手方は京都トヨタ自動車株式会社でございます。これはきょうまで日産エルグランドという車で宮津分署におきまして配置されていましたが、平成12年6月の登録でありまして、走行距離も18万5,000キロというふうに、これの交換でございます。納期は来年の3月23日、配置場所は宮津分署ということでございます。車種はトヨタのハイエースの4WDでございます。

それから、全員協議会がございまして、全員協議会におきましては、宮津与謝消防組合の3分署の耐震診断結果についてでございます。まず、宮津分署は昭和42年の建築でございまして、大変耐震性が悪く、耐震見積もり、補強見積もりでも3,780万円ほどかかるということでございますし、加悦谷分署、橋北分署におきましては、同じく昭和55年の両方、建物でございまして、1階のY方向に一部不足がありますが、耐震補強はいずれも80万円程度で済むであろうというようなことでございました。

以上、簡単ではございますが、消防組合議会からの報告といたします。

議長（井田義之） 次に、京都府後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をお願いいたします。

17番、谷口副議長。

17番（谷口忠弘） それでは、京都府の後期高齢者医療広域連合の議会に対しまして、出席をさせていただきまして、皆様方にご報告を申し上げたいと思います。

8月19日ですね、盆明けですけれども、1時半から京都市内で平成23年の第2回定例会が開

催をされました。先般、統一選挙がございましたので、委員の多くがかわられましたので、議長の選任でありますとか、広域連合副連合長の選任でありますとか、人事案件が非常に多くて、その後は23年度の一般会計や特別会計の補正でありますとか、また、平成22年度の一般会計、特別会計の決算の認定につきまして審議がされました。いずれも可決ということで承認をされました。また、そのほかでは、3名の方から事前の通告によりまして一般質問がございました。主な項目としましては、府下の後期高齢者が平等となる施策の取り組みについてでありますとか、将来、国や府の方針に伴う本連合の将来の組織の展開について、三つ目は、入院した場合の手続や一部負担金の減免についてでございます。この三つが一般質問として質問をされました。また、今回、議員発議がございまして、後期高齢者医療保険料の上昇を抑制するための、さらなる措置を求める意見書が提出をされました。この意見書につきましては、私も提出者の一人ということで名を連ねさせていただきました。

これにつきましては、後期高齢者医療制度は、制度開始から3年が経過をしておりますけれども、実態としましては、被保険者数がふえる中、一人当たりの医療費の増大も非常に大きくなっておりまして、保険者全体にかかわる医療費の増加の一途をたどることが明白であると、こういう思いから、必要な財源について、国において確保することということで、国に対しまして意見書を提出させていただきました。大体そのようなことございまして、決算書、また、監査委員の決算監査の意見書なども提出をされました。資料等々、事務所のほうに置いておきますので、また、関心のある方はごらんいただければとないうぐあいに思っております。以上です。

議 長（井田義之） それでは、最後に私のほうから議長会等の報告をいたします。

皆さんのお手元に議会の動きの日程表がいつておるとおもいます。それからあと、町村議町会の資料というのがいつておるとおもいますけれども、これを見ていただきましたら日程につきましては、かなりたくさん、これ私に限らず活動していただいております。この中でかいつまんで6月6日の日に伊根町のコミュニティセンターで人権擁護施策推進与謝地区実行委員会というのが開催をされました。これに参加させていただきました。これは毎年、行われている総会であります。あと、先ほど今田委員長からありましたように6月13日に打ち合わせをして24日にパネルディスカッションが、こういう広告が入りながらJCの方にお世話になりました。今田委員長も言われましたけど、私は、こういう機会というのは、大変ありがたかったなというふうに思っております。JCの方々に感謝を申し上げますし、これからは、やはり我々議員といたしましては、そういう機会を与えていただくのではなしに、どんどんと、我々みずからが、そういうようなことを、機会をつくりながら活動をしなければ町民の皆さんとの接点というのはとれないのかなというふうに思っております。

次に7月、裏面ですけれども、議会の動きの7月19日に、これ日吉津村ですけれども、日吉津村議会の視察が見えました。これにつきましては、我が町のいわゆる住宅改修の補助金について、大変いいことだということで研修に来ていただきました。それから、7月30日ですけれども、京都府との意見交換ということで町長、副町長、それから、谷口副議長と私と橋立ホテルに参加させていただいたんですが、知事さんが、こちらに夕方ゆっくり来られるのは初めてだということで、しばらく懇親、懇談をさせていただき、町の要望等もちよこちよこつと、それぞれに要望をさせていただいたということであります。

それから、ずっと飛ばしていただいて、8月24日、今、資料にあります町村議会の議長会が開かれました。1枚めくっていただきましたら1ページに京都府の議長会の一般会計の決算歳出の決算書がございます。決算は承認をされました。ここで、かなりの金額が議長会としては持っております。我々、議長会等に出張するときには、議長会から旅費を出してという格好に今はなっておりますけれども、それでも多くのお金を持っておるなというのが、私の実感であります。これで与謝野町の負担ですけれども71万7,000円というのが与謝野町の22年度の負担金であります。その議長会の前に、皆さんのお手元に配付いたしております府内町村の財政状況というのを、京都府の職員の方から全町村の比較というのをを見せていただきました。これ聞かせていただきました。説明すると大変長くなりますので、これを見ておいていただけたら大変ありがたいかなと、我が町がどの程度の位置におるのか、見ていただければありがたいかなというふうに思います。

それから、この財政が、ページ数が出ております。25ページまでは財政があります。次の資料はページ数、入ってますね。その次のちょうど半分過ぎたところです。京都式地域包括ケアシステムについてというのがあります。これは、このページの一番下書いてありますように、京都地域包括ケア推進機構というのを新しく立ち上げられて、そして、いわゆる在宅ケアを中心とした今、出ているというか、申し込みの待機者、5,500人だったか5,600人だったか、この中に書いてありますけれども、京都府下で5,500人以上の方が待機しておられると、それに対する対策というようなことを取り組むということで、これは行政だけやなしに、いろいろなところが一体となって取り組んでいきたいということで、全国的にもめずらしい取り組みを京都府でしていただいております。そして、例えば、この中で特に注目しなければならないのは、いわゆるこれまでは国の決まりによって施設がつくられておりましたけれども、これについては地方自治体にある程度は、全部ではありませんけれども、ある程度は任せるということになってきておりますので、その辺のところを有効に活用しながら、我々の町の待機者をできるだけ少なくなる方向で持っていかなければならないかなというふうに聞かせていただきました。この待機者につきましては、先ほど5,500人なり5,600人と言いましたが、その半分は京都市だということでした。

それから、待機者が、例えば三つ、四つの施設に行かれて申し込みをされて、実態の数字がつかみにくいということでしたんですけれども、京都府のほうで名前でご合わせをして、それで与謝野町なら与謝野町、実際に何人の方が待機者があるということが正確につかめたというふうに聞いております。私も、まだ、課長に何人だと聞いておりませんが、そういうような方向で京都府としても、府内一帯をしっかりとやっていきたいということで進められておりますので、その件についても、これ見ていただけたらよくわかると思いますので、見ておいていただけたらありがたいなというふうに思います。そして、我が町に役に立つような提言なり協力をしていきたいなというふうに思います。

それから、これはまだ、できてない部分ですけれども、丹後2市2町の議長会を立ち上げましたけれども、議長の日程調整がなかなかできなくて、この会議については残念ながら開けておりません。また、京都府の地方税機構、きょうは報告できませんけれども、今月の9日、土曜日に京都の府庁で、いつも土曜日なんですけれども、土曜日に開催をされます定例会の最後に報告を

させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上で、私からの報告を終わります。

次に、議員派遣の報告を行います。

去る7月25日、ルビノ京都堀川で開催されました京都府町村議会議長会、全議員研修会並びに、先ほど野村委員長からありました8月26日、ルビノ京都堀川で開催されました市町村議会広報研修会の議員派遣について、議長において派遣を決定しておりますので、ご報告を申し上げておきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。10時55分まで休憩をいたします。

(休憩 午前10時41分)

(再開 午前10時55分)

議長 (井田義之) 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

次に、日程第4 議案第80号 与謝野町財産区管理委員の選任についてを議題とします。
提案理由の説明をお願いします。

太田町長。

町長 (太田貴美) 議案第80号 与謝野町財産区管理委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

各財産区管理会は管理委員7人以内で構成され、任期は4年となっております。明石、香河及び大江山財産区につきましては、平成23年9月末で委員の任期満了に伴い、与謝野町財産区管理条例第3条の規定に基づき、当該財産区の区長から推薦された方を新たに選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

各氏とも人格高潔で最適任者としてふさわしいと認め、このように議会のご承認をお願いするものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (井田義之) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

失礼いたしました。ここで勢旗議員の退席を求めます。

(勢旗議員 退席)

議長 (井田義之) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思っております。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (井田義之) ご異議なしと認め、採決を行います。

これより議案第80号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第80号 与謝野町財産区管理委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、勢旗議員の除斥を解きます。

（勢旗議員 着席）

議長（井田義之） 次に、日程第5 議案第81号 与謝野町防災会議条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第81号 与謝野町防災会議条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

防災会議につきましては、防災対策基本法第16条第1項の規定により市町村の地域にかかる地域防災計画の作成及びその実施の推進のため市町村防災会議を置くことと想定されており、また、同法同条第6項において、市町村防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めることとされています。与謝野町防災会議条例につきましては、与謝野町の発足に伴い条例制定を行っており、防災会議を開催し、平成19年3月に与謝野町地域防災計画を策定いただいたところでございます。

今回、防災関係機関等の意見を幅広く聴取し、町の防災対策の充実、強化を図るため与謝野町防災会議条例第3条第5項に定めます防災会議委員構成の改定をお願いしようとするものでございます。改正内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） それでは、町長が提案を申し上げました与謝野町防災会議条例の一部改正について、私のほうからご説明を申し上げます。

議案の資料、第81号の資料といたしまして、与謝野町の防災会議の条例の新旧対照表をつけております。これをごらんいただきまして、この新旧対照表に基づきましてご説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、10号の前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者、これを追加するものでございます。また、その9号につきましては、指定公共機関又は指定地方公共機関ということがございますけれども、指定地方公共機関を加えるものが、これが主な改正の内容となっております。

この防災会議におきましては、当初、合併したときに議案が例規集をもって議決されたということの議事録が残っておりました。したがって、今回、10号といったものをつけ加えさせていただきます。今後、委員の構成の充実を図って防災会議の円滑な会議の運営を図りたいということが趣旨でございますので、ご審議をいただきまして、ご承認をいただきますように、よろしくお願いたします。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） ただいまの条例改正につきまして、質問いたします。

先ほど3条5項の9号を一部改正と、それから、10号を加えるということの説明がありましたが、私が昨年12月の定例会一般質問を行うときに、名簿をいただきました。その中には既に9号については、このたび変更する部分を書き加えてあります。いわゆる指定地方公共機関の職員の中からという文言ですが、それは既にかき加えてあります。

それから、10号について前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者という部分も、既にかき加えておられて、その中の委員もおられます。もう一つ、その横にですね、条例の中では確かに、例規集の中では、そのようになっておりますが、インターネットからダウンロードできる与謝野町防災会議の資料、資料編の中には、もう既に今、改正をするということが、改正された形で記載されておりますが、これはどういう状況で、こういうふうになっているのでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 議員が今、ご指摘のありましたことは、そのとおりでございます。事務方といたしましては、今おっしゃったように防災計画におきましても、既に今回、提案されているような内容になっております。したがって、町といたしましては、その方向で防災会議の委員構成はされているものと思っておりました。ところが、例規の、これはもうその当時の、この例規につきましては、平成18年3月ですか、専決処分で合併協議会から上がってきまして、専決処分でお世話になったものでございます。その理由といたしましては、私どもは例規の誤植であるというふうにとらえております。そうした中で、今回、先ほど私が申し上げました、その例規をもって議決をされているといったことの議事録がございましたので、今回、改めて、このように正確を期するために条例の改正案をさせていただくとともに、適用をもって前回の委員の委嘱までさかのぼらせていただきましてお世話になりたいということが趣旨でございまして、そういったことにつきましては、おわびを申し上げて、ご理解いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今、専決だったということで、あまり詳しく、そこまで担当課が認識をしておられなかったのかなというふうには思いますが、実際、そうじゃない方向で、既に委員も選ばれておりながら、今回、条例の、こういう改正が出るということは、いわゆる条例のほうに先があって、その後、委員を選んできるとというのが、ごく普通のことだと思うんです。当然のことだと思うんですが、今、おわびもありましたが、なかなかそれだけで済むもんじゃないと思うんですね。やっぱりこういう部分については、その都度、きちっとした対応、それから、条例の改正、その時々に行っていただきたいなというふうに思いますので、そこら辺、今後とも十二分に注意していただきますよう、お願いいたします。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） ちょっとわからんのでお尋ねするんですけども、法2条第6号に規定する機関の指定地方公共機関というのは、どのような機関なのか、それともう一つ、附則がですね、この条例は平成18年11月2日から適用するとなっておりますけれども、これによろしいのかどうか。

この2点。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） まず、指定地方公共機関というがございます。具体的に申し上げましたら、これは公共機関といいますのは運輸だとか、通信だとか、鉄道だとか、そういった中で、地方にあります、具体的に申し上げます。北近畿タンゴ鉄道、それから丹後海陸交通株式会社、それから、社団法人京都府LPガス協会、こういった方の、いわゆるライフラインの関係や、そういったことの公共機関。それから、もう1点、申し上げますのは、適用の件です。適用につきましては、条例の制定にまでさかのぼるのがよいかというような議論もいたしましてですけれども、委嘱をした日をもって適用するという判断で、条例の書き方上の判断をいたしまして、そこまでさかのぼる日をさせていただきます。

1回目の会議をやっておる委員の委嘱が、この日にされていますので、その日にさかのぼって適用条項を遡及するという事にさせていただきます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） わかりました。この条例の公布の日から施行しというのは、さかのぼってするという。普通はですね、きょう以降の公布ということになるだろうと思うんですけども、施行となるというふうに思うんですけども、これは特別に、そういうことでいいわけですか。

私は、そこら辺がちょっと理解できないところなんですけども。普通は、例えば10月1日から施行するとか。そういうふうになるんですけども、これはさかのぼって施行ということになるんですか。この追加されたものにつきましても、すべて。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 公布の日から施行し、適用を、18年11月2日まで適用をするということです。適用。

先ほど申し上げました与謝野町の防災会議につきましては、第1回、いわゆる地域防災計画を策定するに当たりまして、合併後に防災会議を開催をいたしております。そうした中で、その第1回目ときの委員の委嘱を18年11月2日にさせていただきますので、このような適用をさせていただきますものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） ちょっと確認させていただくんですけども、この地方公共機関からの委員さん、それから、10号に掲げる各号に掲げる委員さん、これはもう既に平成18年11月2日から任命されておると、こういうふうな理解で、この適用も、その日から適用すると、こういうことで確認させていただいてよろしいのでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員さんが、今、ご確認ありました、そのようにご確認をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

1 4 番（糸井満雄） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありますか。質疑、閉めてよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第81号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(井田義之) 起立多数であります。

よって、議案第81号 与謝野町防災会議条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第82号 与謝野町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明をお願いいたします。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第82号 与謝野町税条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、平成23年6月30日に公布され、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げや地方税における罰則として、個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引き上げ等の見直しがされました。これに伴い寄附金税額控除の適用下限額の引き下げや、地方税における罰則として個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引き上げなど、関連する税制法上の措置が行えるよう、所用の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長(井田義之) 植田税務課長。

税務課長(植田弘志) それでは、議案第82号 与謝野町税条例の一部改正につきまして、詳細な説明を申し上げたいと思います。

今回の税条例の一部改正は、寄附金税額控除の適用下限の引き下げと個人住民税等に係る罰則の見直しが主なものでございます。そのうち罰則の見直しにつきましては、平成22年度、23年度で国税の罰則の見直しがされております。その内容等を踏まえ今般、地方税法の一部改正が行われたものでございます。地方税法の一部改正では、脱税犯にかかる懲役刑、罰金刑の見直し、住民税等の申告等、不提出犯等にかかる罰則の追加など、秩序犯にかかる法定刑が引き上げられております。

それでは、税条例の一部改正の中身をご説明申し上げます。議案資料の3ページをごらんいただきたいと思っております。新旧対照表のところでございます。まず、第34条の7では、寄附金税額控除の適用下限を5,000円から2,000円に引き下げを行っております。

次に、罰則の見直しにつきましては、第26条では町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料を。それから、第36条の4第1項では、町民税に係る不申告に関する過料を。第53条の10第1項では、退職所得申告書の不提出に関する過料を。それから、第65条第1項では、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料を。それから、第75条第1項では、固定資産

に係る不申告に関する過料を。第88条第1項では、軽自動車税に係る不申告等に関する過料を。それから、第133条第1項では、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料を。これらをそれぞれ3万円から10万円に見直しをしております。

また、100条の2では、たばこ税に係る不申告に関する過料を。それから、第139条の2では、特別土地保有税に係る不申告に関する過料を。それぞれ10万円として新たに規定しております。

次に、附則第7条の4では、寄附金税額控除における特例控除額の特例として町民税所得割の10%を上限とすること。附則第8条では、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を、平成24年度までを平成27年度までに延長するなどしております。また、附則第10条の2から附則第20条の4までは、課税の特例に係る適用条文等の改正等を行っております。

次に、町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、議案資料では21ページのところになります。第2条で平成20年の条例第17号の附則第2条第10項、それから17項、それから22項中の期限であります平成23年12月31日を平成25年12月31日に延長しております。また、第3条では、平成22年の条例第7号の附則第1条第4号の施行期日を、平成25年1月1日から平成27年1月1日に改めております。また、附則第2条第6項で、平成25年度以降の適用を平成27年度以降に改めております。

次に、施行期日につきましては、議案書のほうになりますけれども、10ページをごらんいただきたいというふうに思います。第1条第1項で罰則規定につきましては、公布の日から2カ月を経過した日としております。第2号で肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、平成25年1月1日としており、第3号で新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとするものがすべき申告は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日としております。なお、町民税に関する経過措置としまして、第2条で寄附金税額控除の適用下限の引き下げは、平成23年1月1日以降の寄附金等について適用し、それまでは従前の例によることとしております。固定資産税の経過措置としまして、第3条で平成23年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までは従前の例によることとしております。罰則に関する経過措置としまして、第4条で、この条例の施行前にした行為、この附則の規定により、なお効力を有するとされる旧条例の規定にかかるとされる行為等の罰則の適用につきましては、なお、従前の例によることとしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご審議いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第7 議案第83号 与謝野町火葬場条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第83号 与謝野町火葬場条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は大きく分けて火葬場の管理運営を指定管理者に行わせることができるよう関係規

定の整備を行いますとともに、火葬場の利用料金のうち町外に住所を有する場合の火葬料金の改正をお願いするものでございます。

火葬場業務の指定管理者制度の導入については、現在のところ検討を始めたばかりで、現在の経営状況や住民サービスが改善するのであれば導入したいというふうに思っております。また、火葬場の利用料金については、現行の規定では死亡者の死亡時の住所を設けており、住所が当町の場合でもお亡くなりになった方が満6歳以上の場合は1万3,000円、6歳未満は6,500円、胎盤その他生体分離死体などが5,000円としており、住所が当町以外の場合ですと、それぞれ当町の場合の2倍の額としております。一方、火葬にかかる経費について議案資料27ページ、1件当たりの火葬経費の状況をごらんいただきますと、この表の下から4行目の1件当たりの経費の一番右の欄の5カ年平均の欄にもありますように、人件費や維持修繕にかかる費用の総額を火葬の全件数で割った数値ということで、1件当たり5万681円の経費がかかっております。

そこで町内に住所を置く方は据え置き、町外に住所を置かれている方の火葬料金については実費相当額として満6歳以上は5万円、6歳未満は、その半額の2万5,000円、胎盤その他生体分離死体などは現行額の2倍相当額として2万円と、それぞれ値上げをお願いしようとするものでございます。

なお、死亡者が老人福祉施設等への入所、就学のために他市町へ住所を異動している場合は本町の住所とみなす取り扱いについては、現行どおりとしております。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第8 議案第84号 災害復旧事業の施行についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長（太田貴美） 議案第84号 災害復旧事業の施行について、提案理由のご説明を申し上げます。

本年5月29日から30日に発生した梅雨前線豪雨により被災した農地、農業用施設のうち町営に行うこととしております災害復旧事業につきまして、早急に事業着手をしようとするものでございます。土地改良法において、土地改良事業の一つとして定義されております農地、農業用施設災害復旧事業を行うに当たりましては、土地改良法の規定により京都府知事の施行認可を受けて初めて実施が可能となりますが、協議を行うために議会の議決を経なければなりませんので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第9 議案第85号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長（太田貴美） 議案第85号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条

第5項の規定により準用する同条第1項の規定により議会の議決を経て計画を策定する必要があるものでございます。この法律に定める計画は、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地と、その他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的としています。

この計画に基づいて事業を実施するものについては、財政上の優遇措置である辺地対策事業債の対象事業として認められているものでございます。

今回の当該地域の辺地計画の策定につきましては、平成22年度で計画期間が終了いたしましたので、新たに平成23年度から平成27年度までの5カ年間の計画を策定するものでございます。その内容につきましては町道岩屋川線改良事業を上げております。事業費は2億1,030万円を計画するものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第10 議案第86号 温江上辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第86号 温江上辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の当該地域の辺地計画の策定につきましては、平成22年度で計画期間が終了いたしましたので、新たに平成23年度から平成27年度までの5カ年間の計画を策定するものです。その内容につきましては、引き続き農業集落排水処理施設整備事業を上げており、事業費は316万円を計画するものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第11 議案第87号 加悦奥辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第87号 加悦奥辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

加悦奥辺地に係る辺地総合計画は、平成20年度に策定し、事業については有機物供給施設整備事業及び情報通信基盤整備事業を上げておりますが、有機物供給施設整備事業に新たにボイラーの改修を追加するものでございます。その理由といたしましては、有機物供給施設においては、町の誘致企業で生産される豆腐の副産物である、おからを主原料に有機質肥料、京の豆っこを製造しており、特に、この肥料を使用してつくられましたお米を京の豆っこ米としてブランド化を図っておりますが、近年、京の豆っこ米が市場で評価され、需要がふえてきたことに伴い京の豆っこ肥料の需要も高まっているところでございます。

そこで経年劣化のため不都合が生じておりますボイラーの改修工事を行うことで、施設の処理能力を向上させ、京の豆っこの安定供給を図るものであり、事業費につきましては、950万円を計画しております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第12 議案第88号 峠辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明をお願いします。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第88号 峠辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

峠辺地に係る辺地総合計画は平成19年度に策定し、事業については、大豆米乾燥貯蔵施設整備事業及び情報通信基盤整備事業を上げております。今回、変更いたしますのは、大豆米乾燥貯蔵施設整備事業に精米機及び色彩選別機の増設、コンプレッサーの新設、屋外に精米時のぬかを処理する米ぬか処理機の整備を追加するものでございます。近年、与謝野町全域に自然循環型農業が普及し、当施設の利用者が増加傾向にある中、施設の老朽化も進み、処理能力の増強が求められているところであり、これらの整備によりまして約3倍の処理能力の向上を見込んでおります。事業費については1,200万円を計画いたしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第13 議案第89号 平林辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第89号 平林辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

平林辺地に係る辺地総合計画は、平成21年度に策定し、事業については情報通信基盤整備事業及びリフレかやの里整備事業を上げております。今回、変更いたしますのはリフレかやの里整備事業であり、リフレ本体の改修については、平成22年度から繰り越して実施いたしておりますが、今回の変更により厨房及び農産加工機器の整備並びに看板の設置を行うものでございます。事業費については4,180万円を予定いたしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第14 議案第90号 香河辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第90号 香河辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

香河辺地に係る辺地総合計画は、平成19年度に策定しており、今回、事業の追加等はなく、町道明石香河線の事業費の計画額を変更するものであり、平成19年度策定時の計画額5億5,200万円から4,439万1,000円増加し、5億9,639万1,000円とするものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第15 議案第91号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

太田町長。

町長（太田貴美） それでは、議案第91号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は1億7,243万1,000円を追加し、総額を113億9,316万2,000円といたすものでございます。

それでは、歳出から主なものについてご説明申し上げます。17、18ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費は住民自治活動支援事業で、第19節負補交を1,567万8,000円追加いたしております。各地区から大変多くの自治振興補助金の申請がありましたので、それに伴いまして自治振興補助金を987万8,000円追加するとともに、自治総合センターのコミュニティ助成事業の交付決定がありましたので、それに伴うコミュニティ補助金を580万円追加いたしております。第2款総務費、第1項総務管理費、第12目有線テレビ管理費では、有線テレビ管理運営事業を719万2,000円減額いたしております。これは伝送路等の保守管理契約の中身について総合的なメンテナンス保守にしますと、大変高額になることから、一定の予備機器をストックしておき、有事の際に対応するスポット保守にするほうが安価になるため、その手法による契約としたことなどによるものでございます。

次のページの有線テレビインターネット事業は、通信料を426万6,000円追加いたしております。夜間におけるインターネットの回線速度が出がたい状況にあるため、1回線を100メガ固定に変更契約をするものでございます。

次に、21、22ページをお開き願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障害福祉費、障害福祉費一般経費は平成22年度の自立支援給付費等の精算により返還金を635万4,000円追加いたしております。第3目高齢者福祉費では高齢者福祉施設整備事業で、第19節負補交補助金を3,000万円追加いたしております。これは旧加悦加工場跡地に建設されます地域共生型福祉施設に建設予定の地域交流広場の整備に対し、国の地域介護福祉空間整備等交付金の対象となることから、公的介護施設等整備事業補助金として補助いたすものでござい

ます。

次のページの第4款衛生費、第2項清掃費、第3目し尿処理費では、野田川衛生プラント施設整備事業を1,631万4,000円追加いたしております。これは京都府道路公社で進めていただいております鳥取豊岡宮津道路の整備に当たり、衛生プラントにあります車庫等の移転が必要となったことに伴い移転等の工事等を実施するものでございます。なお、これらにかかります経費につきましては、全額を土地売払収入で賄うことといたしております。

次に、25、26ページの第5款労働費、第1項労働諸費、第4目経済危機対策費につきましては、住宅改修助成事業を2,000万円追加いたしております。これは大変多くの申請がございまして、追加いたすものでございますが、昨年と同様に申請状況を見ながら今後も追加の補正予算が必要になるものと考えております。第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費では、農地・水・保管理支払事業で負担金を522万7,000円追加いたしております。これは農業用施設の長寿命化対策として水路整備や農道舗装など、国・府・町が、それぞれ負担するものであり、6月の補正予算でも一定額を追加させていただいたところですが、地域からの要望が大変多くございましたので、今回、さらに追加いたすものでございます。第4目農地では農業用施設整備事業で工事請負費を380万円追加いたしております。野田川、下山田井堰のファブリの改修を行うものでございます。

次に29、30ページをお開き願います。第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路維持費では、道路維持補修事業を515万円追加いたしております。各地区から道路修繕等、多くの要望をいただいているもので、限られた予算の中で計画を進めることといたしております。

次のページ、第9款消防費、第5目災害対策費では、3月に起きました東日本大震災による津波や原子力災害に対する対策経費として浸水・地震対策事業では海拔高測定器の借上料、指定避難地等海拔表示看板設置工事費を総額で205万円追加し、災害対策資機材整備事業では、各地区公民館や全小学校等の避難所に敷き布団を配布させていただきます。また、原子力事故の際に即座に放射線量が測定できるよう測定装置を購入することとして、総額で305万9,000円追加いたしております。

次に、飛びますが37、38ページをお開き願います。第10款教育費、第5項社会教育費、第2目公民館費では、地区公民館整備事業を1,635万円追加いたしております。第15節工事請負費で後野地区公民館用地造成工事費を1,000万円、温江地区公民館下水道接続等工事費を630万円、それぞれ追加いたしております。

次のページの第11款災害復旧費は総額で1,240万円追加いたしております。5月29日、30日に発生いたしました台風2号により、農林水産施設として農道や農地、公共土木施設として町道や男山八幡公園で被害が発生しており、それらの復旧を行うものでございます。

次の41、42ページの第14款予備費は210万8,000円を追加し調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。第9款地方交付税は普通交付税を1億5,000万円追加いたしております。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金では、先ほど歳出でご説明いたしました地域介護福祉空間整備等交付金を歳出と同額の3,000万円追加いたしております。第10目災害復旧費国

庫補助金は道路橋りょう災害復旧事業費補助金として233万4,000円追加いたしております。道路の災害復旧工事分でございます、与謝峠の2号線が補助災害の対象となったものでございます。第14款府支出金、第2項府補助金、第1目総務費府補助金では、住民自治支援事業費補助金として京都府未来づくり交付金を794万9,000円追加いたしております。また、岩滝大名行列開催事業が京都府の地域文化活動支援事業の採択を受けましたので、同補助金を200万円追加いたしております。第10目災害復旧費府補助金では、先ほどの歳出で説明いたしました農林水産施設に対する災害復旧事業補助金として、総額で334万5,000円追加いたしております。第15款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入は、先ほどの説明のとおり衛生プラントの土地売払収入を1,631万3,000円追加いたしております。第17款繰入金、第1項基金繰入金、第6目大名行列継承基金繰入金は400万円減額いたしております。先ほどの総務費府補助金で府の地域文化活動支援事業補助金を200万円支援いただくとともに第19款諸収入の雑入、自治宝くじ助成金（コミュニティ事業）で一般コミュニティ助成580万円のほか「活力ある値域づくり助成事業」として大名行列が採択され、こちらも200万円を支援いただくことになりましたので、これら相殺させていただくものでございます。

第18款繰越金は、前年度繰越金2,669万8,000円追加いたしております。次に、第20款町債、第5目農林水産業債は、農業用施設整備事業債を280万円追加いたしております。これは歳出でご説明いたしました下山田井堰の改修に合併特例債を充てることといたしております。第9目教育債は、地区公民館整備事業債を1,540万円追加いたしております。後野地区公民館の造成工事及び温江地区公民館下水路接続等工事の追加事業に、これも合併特例債を充てるものでございます。第10目災害復旧債は男山八幡公園法復旧工事の財源として単独災害復旧事業債を270万円追加いたしております。第12目臨時財政対策債は普通交付税の算定により確定いたしましたので、1億218万1,000円減額いたしております。

なお、8ページに「第2表地方債補正」を計上し、同額を追加あるいは変更いたしております。

以上が、平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第92号 平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を願います。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第92号 平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は6,607万4,000円を追加し、総額を11億537万4,000円といたすものでございます。

それでは、まず、歳出からご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。第1款総務費、第2目財政管理費では基金積立金で財政調整基金積立金を5,000万円追加いたしております。これは歳入での前年度繰越金から調整し、積み立てを行うものでございます。第3款改良費は簡易水道改良事業を1,207万5,000円追加いたしております。香河川改修に伴

い石川橋の配水管を移設するとともに、明石香河線の道路改良に伴い、新加悦上水道関連の送水管の新設と敷設配水管の移設を行うものでございます。第5款予備費は293万9,000円追加し調整いたしております。

次に、11、12ページの歳入でございますが、第7款繰越金は前年度繰越金を5,408万9,000円追加いたしております。これは平成21年度からの繰越事業を未契約繰り越しとしていたため、繰越後、事業の精査や入札等により大幅に執行額が減少したことによるものでございます。第8款諸収入の雑入では河川改修関連水道管工事費補償金を178万5,000円追加いたしております。先ほど説明いたしました香河川改修による京都府からの補償金でございます。第9款町債は歳出で申し上げました、それぞれの工事に対し簡易水道事業債を充てることとし、総額で1,020万円追加いたしております。

なお、6ページ、「第2表地方債補正」を計上し、同額を追加いたしております。

以上が、平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第93号 平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第93号 平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は164万3,000円を追加し、総額を17億7,668万3,000円といたすものでございます。

それではまず、歳出からご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。第3款事業費、第1項下水道費、第1目公共下水道建設事業費では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業を事業精査により予算組みかえをいたしておりますが、総額に変更はございません。

次のページの第5款予備費は132万5,000円追加し、調整いたしております。

次に、11、12ページの歳入でございますが、第6款繰越金は前年度繰越金を公共、特環合わせて154万3,000円追加いたしております。第8款町債は歳出の予算組みかえに伴い公共、特環、それぞれ相殺いたしております。総額で10万円追加いたしております。

なお、6ページ、「第2表地方債補正」を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後 1時30分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を続行します。

日程第18 議案第94号 平成23年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議

題とします。

提案理由の説明をお願いします。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第94号 平成23年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は事業勘定では1,742万8,000円を追加し、総額を23億6,454万8,000円といたすものでございます。また、サービス事業勘定では252万円を追加し、総額を2,158万円といたすものでございます。

それではまず、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は国・府、それぞれへの前年度精算分として返還金を1,959万7,000円追加いたしております。第8款予備費は216万9,000円減額し調整いたしております。以上が歳出でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第8款繰越金は、前年度繰越金が確定いたしましたので1,742万8,000円追加いたしております。

以上が事業勘定でございます。

次に、サービス事業勘定について、ご説明申し上げます。まず、歳入についてご説明させていただきます。22、23ページをお開き願います。第2款繰越金は、前年度繰越金が確定いたしましたので、52万9,000円追加いたしております。第4款繰入金は一般会計繰入金を199万1,000円追加いたしておりますが、これは歳出に認知症対応職員として臨時職員を配置することといたしており、それに対し京都府から全額を地域包括ケア総合交付金として交付されることとなっております。この交付金につきましては、一般会計で受け入れることとなっておりますので、全額を介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。24、25ページをお開き願います。第2款事業費、第2目地域包括支援センター事業費では、認知症対応職員配置事業を歳入で説明いたしましたと同額の199万1,000円追加いたしております。社会的にも大きな問題となっております認知症への対応として、臨時職員を配置し相談業務などに応じていきたいというふうに考えております。第3款予備費は52万9,000円を追加し、調整いたしております。

以上が、平成23年度与謝野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第95号 平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第95号 平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、直営診療所勘定のみ補正でございまして、216万3,000円を追加し、総額を1億364万3,000円といたすものでございます。

それではまず、歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第1款総務費、第1目一般管理費では、一般管理費一般経費を52万7,000円追加いたしております。7月1日から診療所の医師派遣について京丹後市の丹後中央病院の全面協力をいただき、新たなスタートを切ったところでございます。その医師派遣に係ります委託料や看護師賃金、事務費などを追加いたしております。第2款医業費は医療用機械器具、消耗品を合わせて総額で163万円追加いたしております。胃カメラの修繕や薬用冷蔵庫の購入などがございます。第5款予備費は6,000円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第5款繰入金金は、一般会計繰入金を160万円追加し、収支調整をいたしております。第6款繰越金は前年度繰越金が確定いたしましたので56万3,000円追加いたしております。

以上が、平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第20 議案第96号 平成23年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第96号 平成23年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は316万7,000円を追加し、総額を8,360万3,000円といたすものでございます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページの第1款分担金及び負担金から第6款諸収入まで、すべてを各財産区の補正に基づき追加、あるいは減額いたしております。その中で第4款繰入金、第1目一般会計繰入金は分収林の売却に伴い一般会計で4万円を売払い収入として受け入れ、香河財産区との分収林契約に基づき配分金として5分の2の1万6,000円を繰り入れているものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。12、13ページから最終ページにかけての第1款財産区管理費は、これも各財産区の補正により、それぞれの財産区において追加、あるいは減額いたしております。なお、18、19ページの第2款予備費は132万4,000円減額し、調整いたしております。

以上が、平成23年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第21 議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第32 議案第108号 平成22年度与謝野町水道事業会計決算認定についてまで、以上12件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認め、日程第21 議案第97号から日程第32 議案第108号の決算認定に係る12議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計決算認定についてから、議案第108号の平成22年度与謝野町水道事業会計決算認定についてまで、その概要を一括してご説明申し上げます。

別冊の決算参考資料に基づいての説明とさせていただきます。それではまず、14、15ページの各会計歳入歳出決算総括表をごらんいただきたいと思います。

一般会計と特別会計との総合計は歳入歳出の予算額が228億8,265万9,000円に対し、収入済額が217億951万8,000円、歳出済額が212億4,298万2,000円で、差し引きいたしますと4億6,653万6,000円の黒字でございました。なお、一般会計及び簡易水道特別会計では、翌年度に明許繰越を行っております。その下に公営企業会計であります水道事業会計の決算を上げております。収益的収入総額が1億5,781万7,000円、収益的支出総額が1億8,086万円でございます。企業会計ですので収支の差し引きとはなりません。当年度の純損失としては2,406万5,000円となり、この損失は資本剰余金の繰り入れにより欠損金処理を行うものでございます。また、資本金収入総額は80万5,000円、資本金支出総額は6,542万9,000円で、資本金収入額が資本金支出額に不足する額6,462万4,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金の6,360万3,000円及び消費税資本金的収支調整額102万1,000円で補てんをいたしております。

16、17ページでは歳入歳出決算額の推移を掲載し、前年度との比較をしております。また、普通会計等財政状況調べでは実質収支は1億9,736万1,000円の黒字となっており、21年度実質収支比較しましても増額となりましたので、単年度収支も黒字となり実質単年度収支は1,730万3,000円の黒字となっております。下側の諸係数が財政状況を分析する上で最も基本となるものでございます。それではまず、左側の財政力指数ですが、この比率が「1」に近いほど財源に余裕があるものとされておりますが、3年間平均で0.335となっておりまして、相変わらず財政基盤の弱い状況となっております。起債制限比率はわずかに改善しております。償還金そのものは増加いたしておりますが、普通交付税並びに臨時財政対策債発行可能額の増加に伴い、分母であります標準財政規模が膨れたことによるものでございます。実質公債費比率は3カ年で16.5となっておりまして、21年度と比較いたしますと0.2ポイント減少しております。

次に、実質赤字比率と連結実質赤字比率ですが、すべての会計において黒字であり、どちらの指標も該当いたしません。

次に、将来負担比率ですが、数値は128.6となっており、早期健全化基準として定められております350ポイントと比較しますと負担の少なさが読み取れます。21年度と比較いたしますと12.3ポイント増加しており、地方債現在高や公営企業債等繰入見込額の増加によることが要因でございます。

一方、財政収支比率は85.2%の決算となっております。前年度より4.8ポイントも改善いたしました。その要因といたしましては、人件費や公債費等の経常一般財源は増加しているものの、先ほどの実質公債費比率同様、普通交付税並びに臨時財政対策債の増加により分母である経常一般財源収入が増加したことによるものでございます。

次に、18、19ページの普通会計款別決算額比較表の歳入の状況でございます。歳入の最も大きなウエートを占めます9番の地方交付税は51億8,401万2,000円で、全体の41.2%を占め、前年度比6.3%の増となっております。全体の14.3%を占める一番の地方税は町民税の個人が5,527万4,000円の減収、法人が1,151万6,000円の増収となるなど、前年度比1.7%の減となっております。14番の国庫支出金は前年度比20.9%減の16億5,238万3,000円となっております。緊急経済対策を継続して実施しているものの、平成21年度には定額給付金給付事業補助金があったことなどによるものでございます。また、21番の地方債でございますが、前年度比32.4%減の17億4,314万円の借り入れとなっております。平成21年度と比較して、有線テレビ拡張事業の発行額が大幅に減少したことなどによるものでございます。

次に、20、21ページの歳出の状況でございますが、第11款災害復旧費は対前年度比71.5%増の1億5,693万2,000円となっております。平成21年8月の集中豪雨で発生いたしました公共土木施設並びに農林水産施設の災害復旧を過年度災として実施したことによるものでございます。第9款消防費は対前年度比23.4%増の7億317万6,000円となっております。平成22年度から3年間で継続費を設定し、デジタル防災行政無線整備事業に着手したことによるものでございます。第2款総務費は有線テレビ拡張事業の事業費の減少や定額給付金給付事業の終了により対前年度比41.8%減の20億4,679万円となっております。第5款労働費は対前年度比11.1%減の5億1,058万円となっておりますが、これは引き続き国の地域活性化対策の各種臨時交付金事業や緊急雇用対策事業、また、住宅改修助成事業を実施しているものの交付金メニューの変更などにより減額となっているものでございます。

次の22、23ページは町税の収入内訳を上げております。先ほども申し上げましたとおり、税収は全体で1.7%の減となっており、徴収率についても右側から二つ目にありますとおり90.3%の決算となっております。前年度より0.3ポイント下がっており、長引く景気の低迷により税の徴収は大きな課題となっております。既に京都地方税機構におきましての共同徴収がスタートしており、滞納整理は差し押さえ等の強硬手段も講じながら業務を進めており、滞納分の徴収率は1.6ポイント上がり、一定の成果が出てきております。なお、一方で現年分（納期内納付分）の徴収率を上げることで、新たな滞納を防ぐ努力も必要であり、引き続き徴収業務に力を入れていきたいというふうに考えております。

次に、24、25ページでございますが、普通会計性質別経費の状況を示しております。この中で2番の扶助費は総額で13億1,490万3,000円となっており、対前年度比では29.1%の大幅増となっております。子ども手当支給事業の実施によるものなどでございます。6番の補助費等については、対前年度比19.4%の減となっております。有線テレビ拡張事業に伴う加入者補助金や住宅改修助成事業補助金の交付は引き続き実施しておりますが、国の経済対策で21年度に実施した定額給付金事業の終了による減額が大きな要因となっております。

11番の投資的経費は普通建設事業費で有線テレビ拡張事業のほか地域活性化対策の各種事業などの減により、対前年度比34.1%の大幅な減額となっております。また、平成21年8月の集中豪雨により災害復旧事業費を過年度災害事業として実施しており、対前年度比71.5%の増となっております。

次に、26ページから29ページにかけて、普通会計経常収支の状況を歳入歳出、それぞれ掲載しております。

次に、30、31ページをお開き願います。ここでは一般会計の目的別・節別決算表を掲載いたしております。それぞれの款ごとに節単位で幾らの支出があったのかをわかるようにまとめております。

次に、32ページから37ページにかけて普通会計の投資的経費を財源内訳も含めて掲載いたしております。

38ページから39ページには不用額説明書を掲載いたしております。50万円以上の不用額が発生したものを各課ごとに掲載いたしております。

40ページから43ページには未収入調書、それから不納欠損処分調書を掲載いたしております。一般会計全体での不納欠損額は2,380万6,000円となっております。

44ページには、普通会計債務負担行為額の状況を掲載いたしております。45ページには一時借入金運用状況の掲載をいたしておりますが、平成22年度での借り入れはございませんでした。

46ページでは、基金の状況を5月末の出納整理後の状況で報告しております。

次に、47、48ページには会計別職員人件費を上げております。平成22年度のラスパイレス指数は、一番下にありますように92.5%と、前年度対比2.8ポイント上がっております。ちなみに府内市町村平均は95.9%でございます。

49ページから59ページまでは、現在、借りている町債について掲載いたしております。49ページには一般会計分、50ページには特別会計分、51、52ページは、その借入先別の明細、その他では53ページから58ページに普通会計での利率別の状況、事業別の現在高の状況、今後の年度別償還状況を示しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

51、52ページの借入先明細では、全体の町債残高を上げており、一般会計の平成21年度末現在高が141億779万9,000円に対し、平成22年度末では143億8,898万6,000円となっており、2億8,118万7,000円の増額となっております。特別会計におきましては174億482万4,000円にのぼり、前年度に比べて5億4,959万5,000円増加いたしております。また、水道事業会計は4,318万2,000円減額し、10億2,847万7,000円となっており、総合計では328億2,228万7,000円となっており、住民一人当たりいたしますと約135万円の借金を抱えていることとなります。

次に、59ページから66ページには野田川衛生プラント、学校給食センターなどの施設に係ります収支状況と利用状況を掲載いたしております。

67ページから91ページには、指定管理者収支状況を掲載し、各指定管理施設の利活用の状況や収支状況をまとめておりますので参考にさせていただきたいというふうに思います。

92ページから最終の214ページには、一般会計並びに特別会計の主要施策の成果概要調書

を掲載いたしております。一般会計では各課ごとに決算の事業区分ごとに、その概要をまとめております。また、特別会計では、それぞれの会計での決算規模や運営状況、事業概要を上げております。ご参考にしていただきたいというふうに思います。

最後に決算書の339ページから353ページにかけて、財産に関する調書をつけ、年度末で所有しております財産を掲載いたしておりますので、ご参考にしていただければと考えます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、平成22年度一般会計及び特別会計等の決算の概要でございます。この後、副町長からもご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） それでは、私から会計ごとに決算書並びに決算参考資料に沿ってご説明を申し上げます。すべて共通ですが、金額の単位は1,000円単位に四捨五入したものでご説明させていただきます。

それではまず、議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計決算について、主なものをご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、通常の事業にかかりますものは省略させていただき、特徴的なものについてのみご説明させていただきます。

決算書の16、17ページをお開き願います。第1款町税でございますが、第1項町民税から第5項都市計画税までの合計は調定額が19億8,894万2,000円に対しまして、収入済額は17億9,668万7,000円で、不納欠損処分をいたしました2,380万6,000円を差し引きました収入未済額は1億6,845万円となっております。この22年度へ繰り越しました滞納額は21年度決算と比較いたしますと1,796万1,000円、率にいたしますと9.6%の減額という状況となっております。

次に、20、21ページの第7款自動車取得税交付金は、対前年度比27.0%、1,090万3,000円の減額となっておりますが、これはエコカー減税によるものでございます。第9款地方交付税でございますが、備考にありますように普通交付税は46億4,906万1,000円で、前年度より7.8%、3億3,607万4,000円の増額となっております。特別交付税は5億3,495万1,000円で、前年度より10.2%、4,940万8,000円の増額となっております。

次に、22、23ページの第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第2目民生費負担金の第2節児童福祉費負担金の保育料につきましては、現年度分は1億3,340万2,000円、徴収率96.8%、滞納繰越分91万3,000円、徴収率7.2%の徴収実績となっております。

次に、決算書24、25ページの第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目総務使用料の第2節企画情報使用料は有線テレビへの加入者がふえたことに伴い施設使用料等、総額で1億205万7,000円となっており、前年度より6,615万8,000円と、大幅な増額となっております。

次に、28、29ページの第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、第3節児童福祉費負担金は、子ども手当の支給が始まったことに伴い子ども手当負担金が2億

9、626万円の皆増となっております。

次のページの第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金は全体で8億89万1,000円の補助を受けております。有線テレビ拡張事業や地域活性化対策の各種交付金事業に対する補助金でございます。第7目土木費国庫補助金は全体で1億4,196万5,000円となっておりますが、備考欄にありますように道路改良事業費補助金が事業費の60%の9,520万円、都市公園事業費補助金が事業費の50%の3,533万4,000円などとなっております。なお、平成22年度は大変な豪雪となったことから、除雪経費が膨大になったことに伴い臨時的に市町村道除雪費補助金を950万円交付いただいております。

次のページへかけての第9目教育費国庫補助金は全体で5,920万円となっておりますが、主なものは岩屋小学校の校舎耐震補強工事に対する安全・安心な学校づくり交付金4,135万6,000円でございます。第10目災害復旧費国庫補助金は道路・河川の災害復旧事業に対し8,355万円の補助を受けております。

次に、45ページへかけての第14款府支出金、第2項府補助金は第1目総務費府補助金から第10目災害復旧費府補助金の中で49件が京都府の未来づくり交付金の対象となり、その総額は9,975万7,000円でございます。

36、37ページの第4目労働費府補助金は各緊急雇用対策事業に対する補助金として3,524万4,000円を受け入れております。

次のページの第5目農林水産業費府補助金、第1節農業費補助金は全体で6,204万9,000円となっておりますが、この中の臨時的な補助金として、豪雪に伴い発生したパイプハウスの倒壊等に対し、雪害対策緊急災害復旧事業費補助金を411万8,000円受け入れております。

次に、46、47ページの第15款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入では、土地売払収入を1,857万円受け入れております。これは府道野田川大宮線の改修に伴い町営住宅山王下団地の用地を京都府に売却したことによるものでございます。

次に、少し飛びますが54、55ページをお開きください。第19款諸収入、第4項雑入、第3目雑入では下から7段目にコミュニティ野田川出資金等返還金を2,254万1,000円受け入れております。これは法人の解散に伴い出資金等が返還されたものでございます。また、その下に国民文化祭市町村運営助成交付金を500万円収入しております。これは本年度開催します国民文化祭の準備経費として京都府の実行委員会を通じて交付されたものでございます。

次に、56ページから59ページへかけての第20款町債でございますが、総額17億4,314万円の借入れを行っております。うち合併特例債はCATV整備事業債など8億4,800万円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。60、61ページをお開きください。第1款議会費は、総額で1億792万8,000円支出いたしております。議員報酬、職員人件費などが主な経費でございまして、議会運営、議会広報に必要な経費を執行いたしました。

62ページからの第2款総務費では、65ページに一般管理費に係る職員人件費を掲載しておりますが、第3節職員手当等で退職手当組合特別負担金を6,403万3,000円支出いたしております。勸奨退職者に対する特別負担金を支出いたしましたものでございます。

70、71ページの第2目文書広報費の広報事業では「広報よさの」等の発行経費として総額で240万9,000円を支出いたしておりますが、大変うれしいニュースとして、昨年の広報よさの8月号が、この年の社団法人日本広報協会が開催いたしました2011年全国広報コンクールにおきまして町村の部の広報誌で見事入選をいたしました。

72ページからの第5目財産管理費は3庁舎の管理経費やマイクロバスの運行事業経費でございます。参考までに3庁舎の管理費は3,869万6,000円となっております。

次に、78、79ページの第6目企画費は総額で2億3,371万8,000円を支出いたしております。丹後広域市町村圏事務組合事業では組合への負担金を81万6,000円支出いたしております。なお、平成22年度末をもって組合を解散いたしております。

次のページの住民自治活動支援事業では、自治振興補助金とコミュニティ事業補助金の交付、携帯電話基地局施設整備事業では全額を21年度からの繰り越しにより実施したもので、与謝区の山河地区にNTTドコモの基地局を整備いたしました。また、83ページへかけての企画費一般経費では、大名行列準備委員会補助金や地域振興基金積立金などを支出いたしたものでございます。なお、地域振興基金積立金の中には財団法人コミュニティ野田川の解散に伴います出資金の返還金2,254万1,000円を含んでおります。

次に、86ページから93ページの第12目有線テレビ管理費は、総額で9,896万2,000円支出いたしております。なお、有線テレビ施設使用料との収支から将来の設備更新に備え91ページの情報連絡施設基金積立金で利子分を除き2,000万円の積み立てを行っております。

92、93ページの第13目有線テレビ整備費は有線テレビ拡張事業で6億4,697万9,000円を支出いたしております。このうち6億212万3,000円が繰り越し及び事故繰越事業として実施したもので、拡張地域の未実施分や加悦地域の路線設備やセンター設備を行ったものでございます。年度末での加入率は3月末で82.5%となっております。なお、町内全域の府営、町営住宅を含む新規加入者等の引き込み工事費等を総額で1億2,159万7,000円、23年度へ繰越明許いたしております。

98、99ページの第17目財政調整基金費では、平成22年度から合併後11年目からの普通交付税の逡減対策としまして、減債基金を計画的に積み立てることとし、1億円の積み立てを行っております。

続きまして、次のページへかけての第2項徴税费は、総額で9,581万9,000円を支出いたしております。中でも101ページの賦課徴収費一般経費の中の第19節負補交に京都地方税機構負担金を1,277万1,000円支出しておりますが、そのうち1,073万6,000円は機構への2名の派遣人件費として収入いたしております。

次に、114ページからの第3款民生費についてご説明申し上げます。第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は総額で6億7,059万2,000円支出いたしております。この中で119ページの地域福祉空間整備事業では2,179万円を支出いたしておりますが、NPO法人が事業展開されました後野の小規模多機能型居宅介護施設整備への交付金による支援、加悦加工場跡地に建設します地域共生型福祉施設整備に伴う測量設計・造成工事費でございます。

120ページからの第2目障害福祉費は、総額で5億9,134万円を支出いたしております。

障害福祉サービス事業では、平成22年度から新たに取り組みました長期休暇支援事業委託料253万9,000円を支出いたしております。延べの利用者は28名でございました。126ページからの第3目高齢者福祉費は、総額で4億6,515万3,000円支出いたしておりますが、この中で131ページの高齢者福祉施設整備事業として3,840万円支出いたしております。先ほどの地域福祉空間整備事業にあわせ高齢者の小規模多機能型居宅介護事業所として整備をされました「みんなのうち後野」に対するの交付金による支援でございます。

次に、141ページの第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、子ども手当支給業務は児童手当から移行したもので、中学校修了までの児童を対象に総額で3億8,333万1,000円を交付いたしております。

次に、150ページからの第4款衛生費についてご説明申し上げます。153ページの第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費では、保健衛生総務費一般経費の第28節繰出金で、簡易水道特別会計の今後の収支見込みから財政調整分として2億3,000万円を繰り出してしております。第2目予防費では、157ページの子宮頸ガンワクチン等接種事業で608万4,000円を支出いたしております。全額公費負担によるヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンを含め、延べ490名の方が接種されております。その他、予防接種事業や健康教育、機能訓練、運動教室等を実施した健康づくり事業など、町民の健康づくりや子供の健やかな成長を守るための事業を行ってまいりました。

次に、164ページの第2項清掃費、第2目塵芥処理費は、総額で4億6,658万9,000円を支出いたしておりますが、宮津市清掃工場工事費分担金、ごみ処理委託料をはじめすべてのごみ処理に係る経費でございます。

次に、168、169ページの第3目し尿処理費は、総額で1億3,710万6,000円支出いたしております野田川衛生プラント管理運営事業、施設整備事業、職員人件費などでございますが、171ページの野田川衛生プラント施設整備事業ではし尿処理収集車を1台更新いたしております。

次に、172ページからの第5款労働費、第1項労働諸費は、総額で5億1,058万円を支出いたしております。中身としましては、国の雇用創出事業を活用した緊急雇用対策事業のほか、現下の雇用情勢に配慮しハローワークへの上乗せ補助として緊急雇用安定化助成金を交付しております。また、国の地域活性化対策として経済危機対策臨時交付金、きめ細かな臨時交付金、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、町内の経済を刺激すべく多くの事業を実施いたしました。なお、179ページの住宅改修助成事業は繰越分以外は単独事業として実施しており、408件の利用で7,659万3,000円となっております。また、有線テレビ加入促進事業は全額が繰越事業であり、一部は経済危機対策臨時交付金を活用し実施をいたしましたが、3,523件の利用で603万8,000円の交付をいたしております。なお、179ページの第4目経済危機対策費、181ページの第5目地域活性化対策費で、合わせて1億9,737万円を23年度へ繰越明許をいたしております。

次に、182ページからの第6款農林水産業費について、ご説明いたします。第1項農業費は総額で3億3,453万5,000円支出いたしております。主なものは農業委員会活動事業、農業団体活動支援事業などのほか、自然循環農業推進事業では京の豆っこ米の生産活動及び販売

促進を支援しております。農地・水・環境保全向上対策事業、命の里事業、農業用施設整備事業等を行うことにより農地の生産基盤整備や農村環境の向上を図るための事業を支援いたしております。平成21年度から継続し明石地区のゾブ川改修工事も実施をいたしております。

204ページからの第2項林業費は総額で1億40万5,000円支出いたしております。主なものは207ページの有害鳥獣対策事業で野生鳥獣猛暑関連被害緊急対策事業補助金を1,627万円交付いたしております。これは京都府の補助事業を活用し実施をしたもので、野生鳥獣による農作物への被害が多いことから集落全体を囲む広域防護柵や忌避作物を組み合わせた整備に対する支援を行ったもので、香河地区と奥滝地区で実施をいただきました。また、堰堤設置や浚渫等の災害に強い森づくり事業等に積極的に取り組んでまいりました。

次に212ページからの第7款商工費について、ご説明申し上げます。商工費は総額で2億9,633万3,000円支出いたしております。主なものは各種商工業への支援事業、産業や織物の振興事業、観光イベント開催事業、クアハウスをはじめ各種観光施設の施設管理事業等でございます。なお、クアハウス岩滝につきましては、平成22年度から指定管理者による施設運営に移行いたしました。223ページの観光振興団体等助成事業では観光振興事業費補助金を活用していただき、ちりめん街道に織機を復元いただきました。今後のさらなる活性化に期待をいたしているところでございます。また、本年度開催いたします岩滝大名行列のプレイベントとしてちりめん街道まるごとミュージアムにおいて、保存会によります岩滝大名行列の巡行を行っていただきました。

次に、234ページからの第8款土木費について、ご説明申し上げます。第1項土木管理費は、総額で3,110万4,000円支出いたしております。主なものは土木事業の要望等の国・府対策事業や民間家屋の耐震診断補助事業、急傾斜事業負担金等の一般経費等の事業でございます。なお、耐震診断補助事業において180万円を平成23年度へ繰越明許をいたしております。

238ページからの第2項道路橋りょう費は、総額で3億5,599万4,000円支出いたしております。主なものは道路維持補修事業や除雪対策事業、道路新設改良事業でございます。なお、平成22年度は近年にない豪雪により除雪対策事業が、総額で7,993万3,000円となっており、先ほどの歳入で申し上げましたように国から臨時的に市町村道除雪費補助金を950万円交付いただいております。また、243ページの道路新設改良事業では明石香河線、岩屋川線、石川上山田線、寺田線の4路線を国の交付金事業で実施いたしております。そのうち1億1,596万8,000円を23年度へ繰越明許いたしております。

244ページからの3項河川費は総額で3,661万1,000円を支出いたしております。主なものは河川維持管理事業、常習浸水地の解消を図るための河川改修事業などでございます。第5項都市計画費は、総額で7億8,635万5,000円支出いたしております。主なものは平和通り等の街路整備事業、阿蘇シーサイドパークの整備事業費等でございます。

次に、256ページからの第9款消防費について、ご説明申し上げます。消防費が総額で7億317万6,000円支出いたしております。主なものは第1目常備消防費で消防組合負担金、第2目非常備消防費では消防団員349名の報酬、火災・訓練・点検等の費用弁償などでございます。

263ページの第5目災害対策費、防災行政無線施設整備事業では、平成22年度から3年間

の継続費を設定し、デジタル防災行政無線施設整備を行うもので、平成22年度においてはシステム整備並びに加悦地域の子局整備を実施いたしました。また、次のページへかけての、東日本大震災支援事業では3月11日に発生しました震災以降、備蓄物資の支援、給水活動への職員及び給水車の派遣などを行いました。

次に、264ページからの第10款教育費について、ご説明申し上げます。276ページからの第2項小学校費は、総額で3億2,842万2,000円支出いたしております。主なものは281ページの小学校施設整備事業で岩屋小学校校舎の耐震補強設計管理委託料、耐震補強工事費等の小学校施設整備工事費などがございます。なお、岩屋小学校の耐震補強工事もちまして町内すべての小学校での耐震補強が完了いたしました。

284ページからの第3項中学校費は、総額で1億1,340万3,000円支出いたしております。主なものは289ページの中学校施設整備事業で加悦中学校の耐力度診断を実施いたしております。また、中学校組合負担金で生徒数割等による与謝野町負担金4,674万1,000円を負担いたしております。

次に、296ページの第5項社会教育費は、総額で2億317万8,000円支出いたしております。主なものは子ども自然体験事業や生涯学習事業等の各種社会教育事業、公民館事業や知遊館管理運営事業、文化財保護や伝統的建造物群保存対策事業、図書館管理運営事業などがございます。中でも303ページの芸術文化事業では、国民文化祭のプレ事業として「与謝蕪村シンポジウム 蕪村 丹後と京をつなぐみち」を開催いたしました。

322ページからの第6項保健体育費は、総額で2億3,193万7,000円支出いたしております。主なものは社会体育の振興のための社会体育団体育成事業やスポーツイベント開催事業、各体育施設の管理事業等がございます。また、328ページからの給食センター運営事業並びに施設整備事業では、子供たちに安心・安全な給食を提供することに努めております。

最後に330ページの第11款災害復旧費は総額で1億5,261万2,000円支出いたしております。平成21年8月の集中豪雨によるもので、農林水産施設、公共土木施設ともに大変多くの被害が出ており、平成22年度へ繰り越して実施したものと、過年度災害復旧事業として実施いたしましたが、なおかつすべてを完了することができませんでしたので、23年度へ繰越明許いたしております。

334ページの第13款諸支出金は、普通財産取得費の普通財産購入事業で2億2,235万3,000円支出いたしております。これは京都府から加悦加工場跡地を社会福祉施設用地及び工場用地として購入いたしましたものでございます。

以上が一般会計の概要でございます。

次に、議案第98号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計決算について、主なものをご説明申し上げます。

決算書376ページをお開きください。実質収支に関する調書をおつけしておりますが、歳入総額15億1,275万円、歳出総額14億635万7,000円、歳入歳出差引額は1億639万3,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額5,030万4,000円で実質収支額は5,608万9,000円となりました。

まず、歳入からご説明申し上げます。362、363ページをお開きください。第2款使用料

及び手数料ですが、第1項使用料、第1節現年度分の収入済額が3億1,587万9,000円で、前年度より500万6,000円の増額となりました。増収の要因は有収水量の増加によるものでございます。第3款国庫支出金につきましては、平成21年度から繰越明許により実施したものの、また、平成22年度で実施しました国庫補助事業の補助金でございまして、いずれも継続で整備を進めております加悦簡易水道施設整備事業と三河内簡易水道施設整備事業の補助金を合わせて5,408万円を受け入れております。

次のページの第6款繰入金でございますが、一般会計から3億7,800万円を繰り入れております。22年度は通常分に加え建設改良費分5,000万円、財政調整分2億3,000万円の繰り入れを行い、今後の統合へ向けての財源調整を行っております。

次のページの第9款町債は、第1節簡易水道事業債として5億8,060万円を借り入れております。

続きまして、368ページからの歳出についてご説明を申し上げます。371ページの第1款総務費、第1項総務管理費、第2目財政管理費では、第25節積立金として減債基金に府補助金と預金利子分の509万5,000円、財政調整基金に預金利子を含め2億5,007万円を、それぞれ積み立てております。第2款維持管理費は簡易水道全施設の維持管理費で9,084万2,000円となっております。

次のページの第3款改良費につきましては、加悦簡易水道施設の統合整備、三河内簡易水道施設の改良整備と岩屋川線の道路改良に伴う配水管布設工事費、下水道関連配水管布設がえ工事費などで、総額7億4,374万4,000円となっております。なお、加悦簡易水道、三河内簡易水道施設整備事業費等総額で4億8,944万1,000円を23年度へ繰り越しております。

以上が、簡易水道特別会計の概要でございます。

議 長（井田義之） 副町長から決算認定の説明の途中ですが、ここで暫時休憩をしたいと思います。

2時50分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時34分）

（再開 午後 2時52分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を続行いたします。

堀口副町長の提案説明を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 引き続きまして、特別会計の決算についてご説明申し上げます。

宅地造成事業特別会計からご説明を申し上げます。決算書の384、385ページをお開き願います。まず、歳入ですが、第1款繰入金は一般会計繰入金を130万3,000円繰り入れております。第3款財産収入は財産売払収入で分譲宅地売払収入を1億3,565万1,000円収入いたしております。これは以前から毎年、赤字決算を打っており、決算審査での指摘、京都府からの指摘、指導を受け、土地開発基金を活用することとし、本会計で保有の19区画すべてを基金で買い取ったものでございます。

次に、386、387ページでございます。第1款事業費は68万4,000円を支出いたしております。本会計で保有しておりました日吉ヶ丘並びに大道団地等の維持管理費、販売のための営業経費等でございます。第4款前年度繰上充用金は1億3,627万円支出いたしております。

す。これは平成21年度決算に歳入欠陥が生じたので、それを補てんするため繰上充用を行ったものでございます。

以上が宅地造成事業特別会計の概要でございます。

次に、決算書396、397ページをお開き願います。下水道特別会計でございます。第1款分担金及び負担金、第1項分担金は特環の受益者分担金ですが、現年度と滞納繰越分を合わせました収入済額は5,128万2,000円となっており、収納率は現年分で88.2%、滞納繰越分で3.1%となっております。第2項負担金は公共の受益者負担金ですが、現年度と滞納繰越分を合わせました収入済額は359万1,000円となっており、収納率は現年分で97.7%、滞納繰越分で0.3%となっております。第2款使用料及び手数料、第1項使用料の現年度分と滞納繰越分を合わせました収入済み額は2億2,375万円となっており、収納率は現年分で99.7%、滞納繰越分で14.1%となっております。

次のページへかけての第3款国庫支出金でございますが、特環分のみの補助金であり、2億4,000万円を受け入れております。第5款繰入金は一般会計繰入金を6億2,537万1,000円受け入れております。400、401ページの第8款町債は総額で6億8,800万円発行をいたしております。

次に、歳出は410、411ページをお開き願います。第3款事業費の第1項下水道費、第1目公共下水道建設事業費では公共下水道事業で398万円支出いたしております。第15節工事請負費で公共柵設置工事や下水道舗装復旧工事を実施いたしましたものでございます。特定環境保全公共下水道事業では6億3,770万円支出いたしております。

次のページの第15節工事請負費では5億9,584万4,000円を支出いたしております。後野、与謝、滝、温江、三河内、岩屋、上山田、下山田、石川地区の面整備を実施いたしております。第22節補償補てん及び賠償金の1,073万2,000円は、下水道関連配水管布設かえ等に伴います補償費でございます。第4款公債費は町債の償還金でございます。8億4,855万5,000円となっております。

以上が、下水道特別会計でございます。

次に、424、425ページをお開き願います。農業集落排水特別会計でございます。第1款分担金及び負担金、第1項分担金の収入済額は813万1,000円で、収納率は現年分で98.2%、滞納繰越分でゼロ%となっております。第3款府支出金は温江地区の農業集落排水事業に対して、農業集落排水事業補助金を2,116万円受け入れております。そのうち農業集落排水事業推進交付金816万円は過年度の補助対象事業費の15%を5年間で3%ずつ分割交付されるものでございます。

次のページにかけての第5款繰入金は一般会計繰入金、並びに減債基金繰入金を総額で1,563万1,000円繰り入れております。第8款町債は総額で3,470万円発行いたしております。

次に、歳出についてでございます。430ページから433ページにかけての第3款事業費、第1項農業集落排水事業費、第1目農業集落排水施設整備事業費は、総額で4,210万円支出いたしております。これは既に21年度末で供用開始をいたしました温江地区の整備に伴います舗装復旧や処理施設外構工事を実施したものでございます。第4款公債費は町債の償還金でござ

いまして、1,678万6,000円となっております。

以上が、農業集落排水特別会計でございます。

次に、決算書446ページ、介護保険特別会計でございます。まず、事業勘定につきまして、第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料の第1節現年度分特別徴収保険料3億2,941万8,000円につきましては、徴収率100%でございます。収入未済額の欄のマイナス44万2,000円は死亡とか転出などによりまして、本来、還付をすぐになさなければなりません、手続上、還付がしきれていないものがあり、この未還付金を計上しているものでございます。第2節現年度分普通徴収保険料は1,776万5,000円ですが、徴収率といたしましては89%でございます。第3節滞納繰越分普通徴収保険料98万円は、徴収率に換算いたしますと18.3%でございます。

次に456ページの歳出についてでございます。第2款保険給付費21億1,994万4,000円につきましては、22年度末で要介護認定者1,104名、要支援認定者381名に対する介護サービス等の給付を行ったものでございまして、前年度より1億527万6,000円と、大変大きな増額となっております。

462ページからの第3款地域支援事業費4,032万8,000円は、リハビリ教室、物忘れ予防教室など介護予防事業、地域包括支援センターを中心とした包括的支援事業のほか、給食サービスなどの任意事業を実施したものでございます。なお、470、471ページの第7款基金積立金で介護保険事業基金積立金を502万7,000円積み立てております。

次に、サービス勘定について480ページをお開き願いたいと思います。歳入でございますが、第1款サービス収入996万5,000円は、地域包括支援センターが取り扱いました要支援認定者の介護予防ケアプランの作成収入でございます。

次のページの歳出ですが、第2款事業費、第1項居宅サービス事業費、第1目居宅介護支援事業で67万8,000円支出いたしております。居宅サービス計画作成委託料でございます。第2目訪問リハビリテーション事業費では565万4,000円支出いたしておりますが、理学療法士が国保診療所を拠点として訪問リハビリテーションを行っておりまして、その人件費相当分を一般会計へ繰り出したものでございます。

以上が介護保険特別会計でございます。

次に、決算書494ページ、土地取得特別会計の歳入でございます。第1款財産収入は、土地開発基金預金利子を16万7,000円収入いたしております。第3款繰越金は、前年度からの繰越金で33万6,000円でございます。

次に、496、497ページの歳出ですが、第1款公債費は、丹後地区土地開発公社での先行取得を行っておりませんので、ゼロとなっております。第2款諸支出金は、土地開発基金への積立金16万7,000円を支出いたしております。

以上が、土地取得特別会計でございます。

次に、538ページをお開き願います。国民健康保険特別会計、まずは事業勘定についてご説明申し上げます。実質収支に関する調書をつけておりますが、歳入総額28億7,223万9,000円、歳出総額28億6,606万5,000円で、差し引き617万4,000円の黒字決算となりました。しかしながら、歳入では財政調整基金繰入金で1億500万円を繰り入

れておりますので、実質的には9,882万6,000円の赤字となっております。基金残高につきましては、22年度末におきましても9,479万2,000円でございます。

512ページの第1款国民健康保険税でございます。収入済額が総額で5億4,926万2,000円となっております。徴収率は70%でございます。前年度より2.6%下がっております。なお、消滅時効等によりまして1,857万4,000円を不納欠損処理いたしております。

519ページの第11款繰入金、第2項基金繰入金では収支の調整のため、財政調整基金繰入金を1億500万円繰り入れております。

次に、524ページからの歳出でございます。第2款保険給付費でございますが、出産育児一時金、それから葬祭費等を含みます総合計で18億9,748万2,000円となっております。前年度に比しまして4,262万9,000円、率にしまして2.2%の減となっております。

532ページから次のページにかけての第8款保健事業費では、第1目特定健康診査等事業費で3,236万9,000円を支出いたしております。メタボリックシンドロームに対する特定健診に努め、生活習慣の改善により保険給付費の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、558ページから直診勘定でございます。これも実質収支に関する調書をつけておりますが、歳入総額は8,938万円、歳出総額が8,881万6,000円で、差し引き56万4,000円の黒字決算となりました。しかしながら、収支の均衡を図るため、一般会計から2,250万円を繰り入れておまして、実質的には2,193万6,000円の赤字となっております。平成22年度中の患者さんの合計数は5,986名でございます。前年度と比較しますと461名、7.2%の減となっております。なお、平成22年度から診療所において理学療法士が訪問リハビリテーションを実施しておまして、事業費が43万2,000円に對しまして455万2,000円のサービス収入を得ております。訪問延べ人数は494名でございます。

以上が、国保特別会計の概要でございます。

次に、決算書の572ページをお開き願います。老人保健特別会計でございます。これも実質収支に関する調書をつけておりますが、歳入総額、歳出総額は同額の176万2,000円で決算処理をいたしております。内容といたしましては21年度の事業の精算に伴うものでございまして、22年度をもって特別会計を閉鎖いたしております。

以上が、老人保健特別会計の概要でございます。

続いて、588ページ、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。これも実質収支調書をつけておりますが、歳入総額が2億1,452万8,000円、歳出総額が2億1,193万4,000円、差し引き259万4,000円の黒字決算となりました。後期高齢者医療特別会計の歳入につきましては、負担のルールによるものであるため、ご説明は省略をさせていただきます。

歳出ですが584、585ページの第2款後期高齢者医療広域連合納付金は2億926万7,000円を支出いたしております。これは京都府後期高齢者医療広域連合が実際の医療給付事業を行っておりまして、そこへの納付金でございます。この中で後期高齢者医療広域連合分賦

金は連合への事務費分であり、保険料等負担金は医療給付費分であります。また、保険基盤安定負担金は、保険税軽減分で一般会計で府負担金として受け入れ、それを後期高齢者医療特別会計へ繰り出した上で連合へ負担金として納めるものでございます。

以上が、後期高齢者医療特別会計の概要でございます。

次に、596ページからの財産区特別会計でございます。596ページから605ページまでは財産収入等との歳入の内訳を、それから606ページから621ページまでの歳出では、それぞれの財産区へ一般管理費として支出いたしておりまして、622ページの実質収支に関する調書に記載しておりますとおり、歳入歳出差引額は、6,676万4,000円の黒字となっております。

続きまして、626、627ページ、水道事業会計をお開き願います。まずは、収益的収入及び支出でございます。収益的収入総額が1億5,781万7,000円に対しまして、収益的支出総額は1億8,086万円でございますが、企業会計は収支の差し引きとはなりませんので、630ページの損益計算をいたしますと、下から3行目の当年度純損失、いわゆる赤字額は、2,406万5,000円となります。この損失につきましては、631ページ、一番下の欠損金処理計算書案でお示しておりますように、資本剰余金の繰り入れによって決算金処理を行うこととしております。

続きまして、636、637ページの収益明細書をお開き願います。第1款水道事業収益、第1項営業収益でございますが、第1目給水収益、第1節水道使用料の決算額は1億5,151万9,000円で、前年度対比1,309万1,000円の増収となりました。これにつきましては、22年度から水道料金の値上げをお世話になったことによるものでございます。

続きまして、638ページからの支出でございます。638ページから645ページまで記載しておりますように人件費、施設の維持管理費、減価償却費などがございます。

642、643ページの第2項営業外費用の第1目支払利息、第1節企業債利息は、これまでの第4次水道拡張で起こしました企業債による利息で、決算額2,227万5,000円となっております。

次に、資本的収入及び支出について、628ページをお開き願います。資本的収入総額80万5,000円に対しまして、資本的支出総額6,542万9,000円で、不足する額が6,462万4,000円となっております。この不足額につきましては、658ページの補てん財源明細書のとおり、損益勘定留保資金の補てん額6,360万3,000円及び一番下の消費税資本的収支調整額102万1,000円で補てんをいたしました。

646、647ページをお開き願います。第1款資本的収入は、第2項分担金が89万5,000円となっております。これは加入負担金でございます。

続きまして、支出が648、649ページでございます。第1項建設改良費、第1目拡張改良費、第2節工事請負費2,221万円は、第4次拡張計画に伴う配水管布設がえ工事費でございます。次に、第2項企業債償還金の4,318万2,000円は、第4次水道拡張改良に伴います企業債元金の償還でございます。なお、決算額の右の翌年度繰越額の欄で、第1目拡張改良費で500万円を、第2目配水管事業費で210万円を、それぞれ23年度へ繰り越しいたしております。これは上水道配水管布設がえ工事に伴います舗装復旧工事と上水道配水管布設工事を繰

り越したもので、その財源は損益勘定留保資金等でございます。

以上が、水道事業会計の概要でございます。

これで、全会計からの、私からのご説明とさせていただきますが、非常に膨大な内容でありますので、雑駁な説明でございましたが、さらに詳細な説明、不足をいたします分につきましては、後ほどの質疑で補わせていただきたいと思いますと存じますので、ご容赦を賜りたいと存じます。

議長（井田義之） 次に、監査委員から平成22年度の決算審査の結果報告を求めます。

足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） 随分とお疲れのようではありますが、もっと難しいことを申し上げますので、一つお許しをいただきたいと思えます。

けさほど、机の上に、私どもが監査をさせていただきました内容を町長から議長に報告され、そのコピーが配られておったと思えます。三つございますが、決算の意見書と、それから水道事業会計の意見書、それから、財政の健全化審査、それから水道事業の健全化審査という三つホチキスでとめたものに基づきまして、補足的に説明をさせていただきます。

まずページおめくりいただきまして、下にページ番号が押してございます、1ページというところでございます。

議会選出の有吉監査委員さんとともに22年度の決算審査をさせていただきました。その意見書でございますが、まず審査の対象につきましては、22年度の一般会計歳入歳出決算から各特別会計、それから基金の運用状況に至るまでを見せていただきました。

審査の実施日は、7月26日から8月24日まで、日にち数えていただきますと18日間になります。

ページめくっていただきまして、2ページでございますが、審査の方法につきましては、提出されました書類等について関係諸帳簿、証拠書類との照合、事情聴取などによって行いました。さらに現場審査も数カ所見せていただきました。審査の結果であります、提出されました、これらの書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、各計数も関係諸帳簿と符合し、かつ正確であったことを認めました。

細部にわたる意見につきましては、3ページ以降に掲げております。

まず、大きな項目の一つ目、総括であります、ここに書いておりますのは町長の任期が切れることもあって、当初予算では限られたものに限って計上されて、再選後の補正予算において肉づけ、あるいは政策的に補完された予算計上となったということ。それから、地場産業の不況や全世界的な経済の低迷の中で、町税などの自主財源が伸びないと、そこで地方交付税や国・府の支出金、起債などの依存財源をよりどころにして、町民の生活を守り、雇用の確保や景気の回復などに、どのように対応して、2期目のスタートを切られたのかというところを主眼に見せていただきました。

こうした中で、折しも国の地域活性化対策事業の一環として、そこに掲げておりますようないろんな臨時的な施策が打たれまして、それにのっとなって事業を展開されたということでもあります。

結果的に、この総括の一番下であります、総体的には時宜を得た事業が適切かつ効率的に行われ、また、その成果を上げようとする努力のあとが伺え、良好であった。また、大きな指摘事項はなかったということを総括いたしております。

二つ目の一般会計であります。3行ほど飛びまして、財政状況を見せていただきますと、財政力指数が3カ年平均で0.335で0.021ポイント、単年度では0.307と、前年度を0.031ポイント下回りました。間もなく30%を下回るんじゃないかという状況になっております。いわゆる財源に余裕がない状況になってきておるといのが与謝野町の財政状況だというふうに思います。

それから、経常収支比率であります85.2%になりました。昨年、目標としていた90%になったわけですが、それをさらに4.8%も下回りました。これは、歳出の経常経費に充当される一般財源、すなわち経常経費はふえておるわけですが、分母となります普通交付税や臨時財政対策債など、経常一般財源収入がふえたということによるものでありまして、比率が下がったことを手放しに評価できない。

それから、私どもは臨時財政対策債は地方交付税の肩代わりだということに見るわけでありませけれども、これはあくまでも借金であります。この臨時財政対策債を経常一般財源から差し引きますと、経常収支比率は94.7%という、依然高い率にあります。今後とも経常経費の節減に全町挙げて取り組んでいただきたいと思います。

それから、起債制限比率は3カ年平均で10.6%と前年度を0.7%下回りました。これは近年続けてきた起債の繰上償還や低利債への借りかえが功を奏をしたというように思われます。もちろん、分母がふくれ上がったということもあるわけですが、こういった施策が功を奏したと。

それから、また基金の繰替運用を工夫して、一時借入金ゼロ円というのが続いているという点も評価したい。この一時借入金の利子も、この起債制限比率にはカウントされますので、これは大きかったというように思います。

それから、歳入であります。三つ目の行から、不納欠損額は前年度より1,732万3,324円もの増額となった。その多くは地方税機構に移管した町税の滞納について、いわゆる消滅時効なんかによって機械的に処理されたというもので、制度的には、これはやむを得ないと思う一方で、多額の不納欠損をしたということについて、非常に残念と言わざるを得ません。今後、現年度分の徴収に一層努力されまして、こういった消滅時効に至るまでに手続をしていただくということを強く望みたいと思います。

それから、三つほど飛びまして、町税の徴収率であります。現年度分・滞納分ともに各税目、わずかずつアップしていると、もちろん多額の不納欠損処分もあるわけですが、職員の徴収努力、不況下にかかわらず納税に協力していただいた町民の皆様に敬意を表したいと思います。今後とも地方税機構との十分な連携のもとで徴収率のアップに努力していただきたいと思います。

それから、次のページまで飛びます。歳出に入りまして、性質別に分析をいたしております。ここからの数字につきましては1,000円単位となります。これは決算統計で1,000円単位にくりますので、こういう表現をいたしております。中には延滞もあって、ごちゃごちゃですが、ひとつご了解お願いしたいと思います。

人件費につきましては1.4%増ということでありまして。これは多額の子ども手当の支給、それからまた、勧奨退職による退手負担金の多額の負担というようなもので、万やむを得ないんじゃないかというふうに思っておりますが、ひとつこれも微増であります。今後とも節減に努めていただきたらというように思います。

それから、公債費であります、前年度比3.2%の伸びとなりました。合併後、多額の起債を起こしておりますけれども、この元金償還がふえてきたというものでありまして、数年先までこの傾向が続くということになります。これに備えてか、減債基金に1億円余りの多額を積み立てられたことについては、評価できると思います。

それから、物件費であります。物件費につきましても4.7%の増、もちろん除雪経費だけで5,000万円以上の増額ということになっておりますので、やむを得ないと思いますが、経費の節減には、これも努めていただきたいということでございます。

それから積立金であります。積立金の中で、特に有線テレビ、インターネットの使用料が多額収入されたということで、将来の維持管理に備えて積み立てを行ったということについては評価ができるのではないかと思います。

それから、繰出金も簡易水道の財政調整基金の積み立てを行うためとして、簡易水道特別会計に繰り出しをされておりますが、これも当を得た施策だというように思います。

火葬場・し尿処理場・学校給食センターの各施設においては、それぞれ適正に業務が執行され、指摘した事項等の是正、改善なども見られ、関係職員の努力を評価したいと思います。

それから、三つ目の簡易水道特別会計であります。4行目からですが、水道使用料は99.15%と、前年度より0.32%、滞納繰越分が21.49%と、前年度より2.06%、いずれもダウンをしたわけでありまして。水道課では、給水停止措置なんかを講じておられますけれども、水をとめるだけがすべてではない。すなわち、これを有効に活用されて、徴収率のアップに努めていただきたいと思っております。

ページをめくっていただきます。6ページの上から四つ目ぐらいになります。加悦の簡易水道の浄水場整備事業において、20年度から懸案でありました浄水場用地の確保を行い、工事に着手されました。職員の努力を評価したいと思います。今後、23年度へも繰り越しをしておりますけれども、これらも含め計画どおりに施工されるよう望んでおきたいと思っております。

それから、四つ目の宅地造成事業特別会計です。昨年、この特別会計につきましても、赤字補てんのための繰上充用の繰り返しを数年続けておるわけですが、制度上、適切でないというように指摘をさせていただき、また、京都府も、そのように指導されたやにお聞きをしました。本年度において土地開発基金を活用して、買い取りの措置をとって、一応赤字が解消されたという形になりました。これは企業会計も含めた連結実質赤字比率が算定されて、これが公表されますので、一応、格好のよい状態になったわけでありまして、依然として未売却の用地が存在するということは事実であります。赤字が見えにくくなったために、売り払いの努力を怠るということがないよう、今後とも策を講じて売り払いに努めていただきたいと、希望したいと思います。

それから、五つ目の下水道の特別会計であります。3行目からであります、いわゆる排水負担金、それから使用料、比較いたしますと、今年度も使用料収入が負担金を上回る形となり、から水料がありませんでした。使用料収入のところ、使用料収入の収入未済額が年々ふえておると、それから滞納者もふえておる、こういった傾向の中でひとつ努力をしていただきたいと思っております。

それから、7ページの5行目であります、水洗化率について希望したいと思います。多額の事業費を執行いたしまして、いわゆる面積・人口の普及率は、いわゆる面整備は年々進んでおり

ます。しかしながら、水洗化率は、その割に伸びが鈍いと言えます。今後とも水洗化率の向上に努めていただきたいと思いますというように思います。

それから、6番目の農業集落排水特別会計であります。この特別会計につきましては、施設の整備、それから管の布設が終わりまして、22年度は外構工事、それから舗装の復旧工事だけが残ったわけではありますが、工事終了について敬意を表したいと思います。今後とも一層の水洗化率の向上に努めていただきたいと思います。

それから、7番目の介護保険特別会計であります。この介護保険料は毎年、指摘をいたしておりますが、時効の到来が2年ということで短期間であります。納付期限が来たと同時に催促するというような手だてを、ぜひ講じていただきたいと思います。

それから、サービス勘定の件ではありますが、昨年、指摘事項として訪問リハビリテーション事業に係る経費について触れさせていただきました。今年度、この累積の収益金を一般会計へ繰り出しておるということで、是正のあとが見られると評価させていただきます。

それから、8番目の土地取得特別会計であります。特に申し上げることはありませんが、丹後地区土地開発公社への借入金がなくなったということについては評価できると思います。

それから、9番目の国民健康保険特別会計事業勘定であります。これも町税と同じように不納欠損処理を多額しておりますが、同様に現年度分の徴収に今後とも努めていただきたいと思います。

それから、直診勘定につきましては、診療収入が年々減ってきております。22年度において中央病院等からご支援を得て、新しい方途を講じられたわけではありますが、その直診勘定の健全な経営に期待をしたいと思っております。

それから、10番目、11番目、12番目については、特に申し上げることはございません。

13番目の基金の運用状況であります。今年度も多額の積み立てを行いまして、前年度より5億6,853万円、トータルで44億2,219万円というような基金の積み立てができました。非常に、将来の財政負担に対応するため有効な基金だというように思います。適正な管理運営を望みたいと思っております。

それから、最後に、いいことと悪いことと書いております。本審査に当たって、次のことを述べておきたいと。

決算審査、それから例月出納検査、定期監査等で指摘、または意見を述べたことについて、誠意を持って解消すべく努力されていると、これはひしひしと感じました。

それから、多額の各種基金を有し、繰替運用にも有効に活用されております。一時借入金の利子ゼロ円というのは、財政指標上も大きいということです。

それから、有線テレビの拡張事業、防災行政無線整備事業、これは途中でありますが、全国瞬時警報システム整備事業、これらの成果を生かしまして、有事の情報伝達等に万全を期すように取り組んでいただきたい。

それから、防災計画の見直しも、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。

それから、最後に2点書いておりますが、おわかりだと思います。コンピュータの入力ミスによって、町民に迷惑をかけたということが発見されました。こういったミスによって、町民に迷惑をかけることがないよう、万全を期せられたい。それから、そのミスそのものが、例えばコン

コンピュータのシステムを研究したり、そういうふうなことによって、防げるところがあるんじゃないかというように思います。職員研修にも努めていただきたいということを希望します。

それから、ここには活字で書いておりませんが、多額の事業経費を充ててまいりました情報関係の事業について、国の会計監査を受けたようでありますが、非常にすばらしいというような講評をいただいたように伺いました。これは職員一同が一生懸命、事に当たっていただいた成果じゃないかということで大きく評価をさせていただきたいと思います。

それから、次に水道事業会計の決算審査について申し上げます。平成22年度与謝野町水道事業会計決算審査意見書です。審査の対象については、事業会計の決算、それから審査の実施日は8月9日であります。審査の方法、審査の結果については、そこに掲げたとおりであります。

それから、2ページに計数を掲げておりますけれども、特に申し上げることはございません。水道事業につきましても、適正に執行されているということを認めさせていただきました。

それから、次に財政指標といいますか財政健全化審査、それから水道事業会計経営健全化審査について、触れさせていただきます。これは監査委員の審査を経て議会に報告するということが義務づけられたものでございます。

この1ページをごらんいただきますと、これは普通会計の、もちろん特別会計も含んだものがありますが、与謝野町の財政の健全化の審査意見書、意見でございます。審査の概要につきましては、町長から提出していただきました判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を見せていただきました。審査の実施日は8月19日であります。審査の結果は、審査に付された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次の表であります、左側に①から④まで掲げております。すなわち4指標というものであります。

まず、①の実質赤字比率につきましては21年度、22年度がハイフオン、それから早期健全化基準が13.87%、これは黄信号ということであります。それから、財政再生基準が20.0%、赤信号であります。当町の比率がマイナスの2.60%と、このマイナスというのは赤字比率のマイナスでありますので、黒字という意味であります。したがって、21、22年度とともにハイフオンが入ると、こういうものであります。

それから、②は連結実質赤字比率、早期健全化基準が18.87%、財政再生基準が40.0%、当町の比率がマイナス8.16%、これも赤字比率のマイナスでありますので、ハイフオンということで該当しないと、黒字ということであります。

それから、3番目の実質公債費比率につきましては、21年度16.7%、22年度が16.5%、黄信号が25.0%、赤信号が35.0%ということになっております。25%を下回っております、まだ、良好な範囲と言えます。ところが、府内市町村の中では、もっと低い団体が多いということであります。

それから、④の将来負担比率であります。21年度が116.3%、22年度が128.6%、早期健全化基準が350.0%ということで、当町の128.6%というのは350%を大幅に下回っております、良好な範囲と言えます。前年度より12.3ポイント上がりましたのは、やはり有線テレビ拡張事業などの多額の起債の元利償還が、将来の大きな負担になるということ

で計算されたものであります。当町は、府内市町村の平均より少し高いところに位置するというところで、ご理解をいただいたらと思います。是正改善を要する事項は、特にございませんでした。

それから、一番最後のページです。水道事業会計の経営健全化審査意見書です。審査の概要につきましては、町長から提出されました資金不足比率、及びその算定の基礎となる書類を記載した処理が適正かどうかということを見せていただきました。審査の実施日は8月18日です。審査の結果ですが、審査に付された資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。その表であります。資金不足比率、経営健全化基準が20%ということですが、当町の比率はマイナスの214.4%ということで、ぐんとかけ離れて、資金不足比率につきましても大丈夫だということになります。

そこに個別意見として掲げておりますが、水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は1,244.2%でありました。この流動比率というのは、資金不足比率を算定する途中と言いますか、それに使う計数であります。経営健全化審査における資金不足比率を算定するに当たって、実質的な資金不足額を把握するため23年度に償還する企業債の予定額4,427万179円を1年基準に基づき流動負債に算入して計算すると、分母に算入して計算しますと、実質流動比率は483.3%となり、資金不足が発生しないと、1年基準でこういう状態です。もちろん民間企業は、もっともっと長年にわたる流動負債を算入するようですが、1年基準で計算すると、こうなるということになります。

したがって、実質的な資金不足比率がカウントできないため、良好な状態にあると認められません。是正改善を要する事項につきましては、特にございませんでした。

以上、審査意見並びに財政指標の意見を申し上げさせていただきました。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで暫時休憩をいたします。午後4時まで休憩いたします。

(休憩 午後 3時48分)

(再開 午後 4時02分)

議長（井田義之） それでは、休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

日程第33 請願第1号 中学生に最も相応しい教科書の採択を求める『教育委員会への意見書』の提出を要望する請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

12番、多田議員。

12番（多田正成） それでは、請願について若干説明をさせていただきたいと思いますが、皆さんのお手元に請願書が配られております。まず、請願理由から朗読をさせていただきたいと思います。

請願理由、教科書検定審査会は、教科書の改善について、公正かつ適切な教科書採択を提言し、これを受けた文科省は、教科書の改善について（20文科発第8075号）を発し、教科書の採択に当たっては、教科書の装丁や見栄を重視するのではなく、内容を考慮した十分な調査研究が必要であること。教育基本法等の改正や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた教科書改善に当たっての基本的な方向性を参考にし、各債権者の権限と責任のもと、十分な調査研究が行われ、適切な採択がされる必要があると通知いたしました。

2番目に、さらに文科省は、義務教育諸学校教科用図書検定基準において、教科書は知・徳・体の調和がとれた、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基礎として、国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するための教材であると性格づけを明確にしました。

三つ目に、その上で教育基本法第1条の教育の目的及び同法第2条に掲げる教育の目標に一致していること。また、同法第5条第2項の義務教育の目的及び学校教育法第21条に掲げる義務教育の目標並びに同法に定める各学校の目的及び教育の目標に一致していること。学習指導要領の総則に示す教育の方針や各教科の目標に一致していることなど、審査基準を明確にしています。

以上、請願理由といたしますが、ということで請願が提出されました。

請願者は与謝野町三河内、後藤堯様。同じく、与謝野町岩滝、岩本正明様であります。

私からも簡単に補足説明をさせていただきたいと思いますが、まず最初にお断りしておきます。

今回、この請願書は、どこを指摘されているのか少しわかりにくい請願のように感じますが、請願者のお話を聞かせていただきますと、特に歴史的教科書と公民的教科書の内容と、採択のあり方についての重要性を訴えておられます。

文科省は、4年ごとに教科書を新しく発行し採択されるのですが、出版社によって執筆、編集が異なっていて、その中から、ことしは7社の出版社が選ばれました。それぞれの都道府県、各教育委員会で採択され、子供たちは、その教科書によって教育を受けております。その教科書、つまり歴史的分野と公民的分野の内容が教育基本法の目的、学校教育法、学習指導要領の目標を達成するために、本当にふさわしい内容になっているのだろうかとのご指摘が、本議会も、その内容、実態を調査研究して、採択権者であります教育委員会へ意見・要望をしてくださいとの請願であります。

本議会のご理解をいただき、ご審議いただきますように、そして、よりよい教科書の内容と環境のもとで子供たちが学習できますよう、よろしく願いいたしまして、補足説明とさせていただきます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。紹介議員に対する質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、質問をさせていただきたいと思っています。

まず、先ほども最後のところでも、ちょっとわかりにくいので、お話をしたところということで解説がされたんですけども、それでも内容がわかりません。言ってることが、全く同じことの繰り返しを今、多田紹介議員はおっしゃったように思います。これは何を求めているんだろうと、この請願は。結局、もう疑った言い方をするとね、もうあんまり時間がありませんから要約しますけども、今の教科書の選定自身が問題がある、もしくは不十分さがあると、こういうことが改善が必要だと、こういう教科書が要るということなんだろうと思うんですね。これは、そういうことなのであれば、もう少し具体的に説明をしてもらわないと、こんな一般論みたいな話は、今でも全部適合してるんじゃないかというふうに僕は思っています。こういう一般論でね、請願出てる内容は。

それから、補足で、あたかもより詳しく説明されたつもりなんだろうけども、歴史・公民の重要性の問題で出版社がいろいろと異なるけど、7社あると、だけでも、より一層基本法と指導要領、これにふさわしいものになるんだろうかという疑問は言ってるけども、どこが問題かというのはね、全文と同じ中身ですよ、今言ってるのは、もう少し具体的に、この教科書がいいんだとかいうことをちゃんと行ってください。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） まず、教科書の選定に対して採点がございまして、その採点の評価が、それぞれに出とるわけですが、この公然で会社の名前を出していいのかわかりませんが、京都府では、きのうまで、その採択された会社名が公表できないという、採択はできとつても公表できないというルールがございまして、今日は9月1日ですから、公に公表されとると思いますので、若干、その採点を申し上げますと、歴史的分野では採点が4点満点で育鵬社が4点、満点であります。それから、教育出版社がゼロの評価です。それから、清水がゼロの評価であります。それから自由社が4点、満点であります。それから、帝国も4点であります。それから、東京書籍がゼロ、それから日文がゼロとなっております。

そういった関係で、公民のほうは、10点満点が採点で育鵬が10点、それから自由社が10点、それから教育出版が4点、清水が5点、帝国が5点、東京書籍が1点、日文が5点ということに採点となっております。

実際に、採択されているのが、一番低い東書であります。東書というのが、東京書籍であります。それが公民と、歴史は東書が選ばれております。その中で地図がありますね、地図は帝国が選ばれて、今回の採択のようであります。

教科書は伊藤議員も多分ご存じだろうと思いますし、ご存じだと思います。それぞれ表現の仕方が違いまして、歴史認識の仕方がそれぞれあります。だれが正しいとか、だれが正しくないとかいう問題ではありません。私はそういうふうに感じております。ただ、その評価に対して、なぜこういった採点の低い教科書が選ばれるんだろうということは、この当地の教育委員会とか何とかという問題ではなしに、日本全国のもっと奥深いところで教科書が採択されておてくるように思います。

そのことがおてくるもんですから、当町に来ましても、当町で採択されるのが、大体その傾向で採択されておるようです。そのことがいいとか、悪いとかではなしに、そういった問題がありまして、そこを今回の請願ではもう少し議会も、もう少しその辺を調査して、教育委員会だけに任せるのではなしに、子供たちのために議員も議会も、そのことを勉強して、調査をして、もう少しどうあるべきだという意見が言ってほしいという請願でありますので、この問題が、どうこうの問題で今、提言をしとられないと思います。以上です。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 結論から言うとわかりません。全くわかんないです。一つのデータは言ったけどね、ここがおかしいということだね、そうでなかったらみんないろいろですという、今、解釈をおっしゃったけども、全くこれだからどうなんだという、結論から言うたらね。だから請願なのかいうたら理由にならないでしょう。僕はなぜ、この請願がわざわざ必要なんかということ言ってるわけです。

ちょっと、もうその話をしとつても、時間が何ほでもくうので、ほかのことも、大事なこともちょっと指摘もしたいので、次に移りますが、私は結局、この間、議会に、こういう教科書の内容をめぐる全国的に出る動きは、一つしかないんです、その動きは、それは、いろんな団体の名前もちょっと幾つかあるんですけども、新しい歴史教科書をつくる会というのがあります。それからもう一つは日本教育再生機構、これは今、前者に言ったところが分裂して、脱退した組織がつくった組織です。これは、新しい教科書をつくる会というのは、後で述べてもいいんですが、藤原さんという方が中心になって、会長をやられて、その方がやっています。

それから、日本教育再生機構の方は、八木さんという理事長が中心になってやっています。わかりやすく言うと、もう少し踏み込んで言いますけども、同じ勢力だというふうに見ていいのではないかと思うのは、漫画家の小林よしのりさんです。その方が宣伝部隊みたいな役割を果たして、大いに頑張っておられます。それはいいです。

問題は、その勢力が多くの場合のほとんど、全部と言ってもいいんですけど、全国の議会に、地方議会に取り組んでくれという運動をしています。その流れだというふうに思います。文章を見たときに、ほとんど変わりません。あて先が違うということはありますよ。ですから、ほとんど変わらないと、そういう取り組みです。

それで、そういうことだということを、今、紹介議員としてはご存じだったでしょうか、大体。
議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 私も伊藤さんほどは詳しくないと思いますが、新しい歴史をつくる会というのがですね、公民教科書の採択に抗議をしたり、そういったことをされているということは認識しております。ただ、そのことが正しいとか、正しくないとかいう問題までに、教育基本法が平成18年に改正をされまして、その教科書、教科用図書検定調査審議会というところがですね、その教科書の改善を、文科省に提言をされておまして、それが平成20年12月25日に、先ほども言いましたが公正かつ適切な教科書の採択を求めるということで提言をされております。

文科省は、その提言を受けまして、先ほども言いました20文科発第8075号を発信して、各都道府県の市町村、教育委員会に、知事から、このことを改善というのか、採択の慎重性を言っておられます。

そういったのが平成21年3月30日付で出されたということでもあります。その中で、先ほども言いました7社の東京、帝国、日本文教、教育出版、清水出版、育鵬、自由社とあるわけですが、その最初ですね、東京と帝国、日本文教、教育、清水とは、その5社と、それから育鵬社と自由社との内容が随分違うんですが、ここでは、その育鵬社と自由社が、その教育基本法、それから教育指導要領に全く、適していると言いますか、そのほうが子供たちに、基本法に沿った教え方ができるのではないかなというふうに言われております。

そういった内容から、この請願書が出ました。私はですね、どこだったかな、伊藤さんの言われるのが違っているとか、私の言ってるのが正しいとかいう問題までに、私の気持ちとしてあるんですが、その歴史と公民というのは、その文章の表現によって、子供たちが、そのことを基本的に習っていきます。その国内だけの問題ではありませんから、非常に歴史の問題については多少難しいものがあります。伊藤さんも言われますし、私もこうしておっても難しいと思うんですが、そのことによって外圧の反対運動も起きたことも事実ですし、そういった、それぞれの歴史

に対するとらえ方、考え方がありまして、一口では本当に語れないなというふうに思っているんですが、ただ、私の考え方は、国民の祝日にもあるように、建国記念日がありますね。建国記念日をしのび国を愛する心を養う、それから昭和の日は激動の日々を経て復興を告げた昭和の時代に顧み国の将来に思いをいたす。

海の日はですね、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うというような、やっぱり日本として、その誇りといいますか、そういった心を育てて子供たちに育ててほしいという思いであります。

ですから、一番問題とするところは、その教科書の題材に基づいて、多くの見聞を深めていただいて、多くの見聞から深く歴史を学んで、事実は事実として理解させて、国民主権の基本を踏まえた、人類と平和と繁栄の導ける人に、みずからが育ってくれることが一番大切ではないかなというふうに、私は思っておりますので、そういう思いから請願の紹介人をさせていただきます。

議論をすれば、いろいろと歴史認識が違いますから、伊藤さんの考え方、また、ほかの考え方、私の考え方、いろいろと議論はあると思いますが、一番大切なことは今、私が言いました子供がどういった環境で育つかということだろうと私は思っておりますので、そのあたりで請願というのか、紹介人をさせていただきました。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜい肉は取って質問しますと、個人的な思いを聞いているんじゃないんです。請願というのは個人的な意見を求められることはありますが、よく議会の中でもね。個人的見解で答えても何の意味もないんです。する必要もないんです。それはね、請願紹介議員だからです。提案説明の意見書を出すときは個人見解要りますよ。自分がつくって出すんですから、請願は紹介議員なんです。ですから、請願の提出者の意向をちゃんと伝えるということです。趣旨に賛同されたということでしょう。

今、ずっと個人的見解は、また別にして、冒頭におっしゃったのもね、全部つくる会みたいな、さっき言いましたね、新しい歴史教科書をつくる会や、日本教育再生機構、そして、もう一つ忘れてましたが、教科書改善の会というのもつくられています。このグループが、こういうつくる会系のグループがつくった教科書の言うとおりになんです。今おっしゃったのは、海の日はどうだとか、建国記念日はどうだというのは、全部そうなんです。それは一環しているんです。ですから、十中八九というよりね、今の話からしたら100%これに近いものを行ったほうがいいぞということをねらったものだろうというふうに思います。

そこで、そのつくる会系の教科書というのはどういうものかと、ちょっと私も、4分しか時間がないので、簡単に説明をしておきます。簡単に要約して言いますね。

一つは、神話ですね、神の話、神話を史実かのように扱ったりしてるということが一つです。

それから、ようけあるんですよ。アジアの、いわゆるさきの太平洋戦争を、大東亜戦争という記述を用いている。アジア解放の戦争として描くなど、解放ですよ。解放の戦争だと言うんです、あの戦争。それで戦争を美化して、侵略戦争と植民地支配を正当化していると。悪くなかったと言ってるんです。こういうことがね、やられている。

それから、日本国憲法が連合軍の押しつけだと、押しつけでできたんだというようなことやね。公民の関係で言うとね、今、公民が出てましたが、公共の福祉や義務は殊さら強調されているん

です。権利はほとんどないんです。人間の基本的な人権がないんです、少ないんです。こういうことが書かれていて、明らかにゆがみがあると思っています。

そういう点からすると、もう一つ言いますとね、ちょうど私、持っていますからね、これですよ、これね。これ長崎の原爆の写真を使って、ここではね、広島に落された原爆だと言ってるんです。これは盗作なんです。こういうことが事件で起きてる、これだけじゃないんですよ。歴史記述についても、そうだったんです。それはね、後で謝罪しました、ようやく。全部回収してやり直しますという話です。そういうことが起きてるんですよ。ですからね、一事が万事と言うとオーバーですが、非常に大きな問題があるというふうに思っています。

教育関係者やいろんな団体が。例えば、または、いずれ委員会の中で説明しますが、外国からもね、歴史研究に携わっている人からもね、クレームがついているんです。こんなことは我々と共有できないと、全然。苦情がすごい殺到してるんです。こういうことをね、実は今のマスメディアが十分働いてないんです、その機能を。ですから、我々は知らされてないんで、それはね、みんなが聞いたら本当に怒るような記事、出してますよ。

よって、時間がありませんから、次の質問に移ります。教育委員会というのは、一般行政から独立した行政機関ですよ、これご存じですね。それはご存じなんですね。そういう教育委員会が行う教科書選定について、議会が請願や意見書を出すということは、明らかに圧力を加える結果になると、議会がということですが、どう思いますか。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今、伊藤議員が、いろいろと申されております。確かに、先ほども何遍も言うておりますけれども、その歴史については何が正しい、何が正しくないということ、事実はあるにしても。

7 番（伊藤幸男） 僕の質問に答えよ。

1 2 番（多田正成） そのことではないと思います。

7 番（伊藤幸男） 質問に答えとらんわ。

1 2 番（多田正成） ですから、私はその教育委員会に対して意見を申し上げるのは、それまでに議員がもう少し、その実態を知って調査をして、そして、そういう評価になれば教育委員会に意見、要望をしてくださいという議論でありますので、伊藤さんの言われとるのは、私と歴史認識を議論し合うのではなしに、この趣旨を見ていただいたらわかるように、我々議会に対して、こういうことをもう少し研究調査をして、要望があれば意見も言い、要望もしてほしいという請願書でありますから、必要以上に議論する必要は、私はないと思っております。

7 番（伊藤幸男） 答えさせてえな、僕は時間あらへんわ。今、最後の言うたことに答えとらんわな、全然。何の一つも答えとらんで。

1 2 番（多田正成） ほんで、もう一遍言ってください。

7 番（伊藤幸男） 議会で請願や議決することは圧力になると、よって、それはよくないことだというふうに思うがどうかと言ったんや。

1 2 番（多田正成） いや、だから、それは、私はよろしくないとは言いません。そうあるべきだと思ってます。

7 番（伊藤幸男） いいことだと、それは。

- 1 2 番 (多田正成) そうです。そのことが必要だと思っております。歴史認識の違い、解釈の仕方によつては。
- 7 番 (伊藤幸男) 歴史じゃないんだ、今の社会なんだ、今の。我々の仕事なんだ。
- 1 2 番 (多田正成) それは、私は間違っていない、研究調査が必要だと。
- 議 長 (井田義之) 伊藤議員、1分にこだわらんと余り長いことは困るけど。
- 7 番 (伊藤幸男) 大事なことなんだな。
- 議 長 (井田義之) 伊藤議員。
- 7 番 (伊藤幸男) ありがとうございます。議長。めったにないええことを言うてくれた。
- 議 長 (井田義之) いやいや、きょう急遽決めましたんで。
- 7 番 (伊藤幸男) もう1点はね。
- 議 長 (井田義之) 的確な質問したってください。
- 7 番 (伊藤幸男) そうそう、もう的確にします。
- 議 長 (井田義之) 多田議員も的確に答弁してください。
- 7 番 (伊藤幸男) 今、言うけどね、議会がね、教育委員会というのは独立してるという話をしましたよね、これはね、議会であっても、教育内容にかかわって、そういうことを決めたり、請願を出したりすることは違法行為とも言えるんですよ。逸脱してるんです。それは何ぼ教育基本法が変わったとはいえ、そこははっきりしてるんです。今でもそうなんです。それは、今、紹介議員は間違ってるという認識がなかったら、議員さえやめざるを得んような大事なことだと思います、それは。
- それから、二つ目の質問。そもそも議会で、こういう教科書にせいとか、こういう議論すること自身がなじまない。これは研究者が言っているんですよ、歴史の。
- それから、いや議会でやってはいけないことだと言ったほうがいいと、その中身は。これが、やっぱり今の社会の教育問題についての到達だと言ってます。それについてね、まして教科書採択というのは教育内容そのものであり、教育基本法の不当な支配、ご存じですか、不当な支配。教育基本法に書かれているんです。不当な支配、これは第16条です。これに当たって、それで違法行為になるという認識を持たねばならないというふうに思っています。その辺はいかがですか。
- 議 長 (井田義之) 多田議員。
- 1 2 番 (多田正成) その辺はですね、ちょっと認識をしてないと思いますが、私は子供を育てる町民の代表として、その辺を調査研究するのは当然だろうというふうに思ってます。その中で調査、研究して、何も申し分がなければそれで納めればいいわけですし、こういうところが少し問題ではないですかということがあれば、それは意見書、あるいは、こう改善してほしいという要望はあっても、私は何ら問題ではないと思っています。以上です。
- 議 長 (井田義之) 伊藤議員にお願いします。一応、議会運営委員会の中で、この件については請願を議題とすることを決定をいたしました。そして、提出者に対して、紹介議員に対して質疑を幾らかして、あとは委員会に付託をしようということに決まりましたので、また、委員会の付託のほうでよろしくお願ひしたいと思います。
- 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わざわざ議長さんのアドバイスがありましたので、最後に1点だけ伺いしておきます。

冒頭に平成24年以降の使用、中学校用教科書と、こうありますね。実は、これもう多田議員もご承知だと思うんですが、24年から使う教科書については、もう決まってるんですね。だから、これ自身がもう遅いんです。だから請願すること自体が、むしろおかしいんじゃないかと、ずれてるからというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 伊藤議員のおっしゃるとおりでありまして、請願者の方にも十分その旨を伝えたいんですが、とりあえずと言うたらおかしいですけども、やはり今後のこともありますし、とりあえず請願書を出して、調査研究をしてくださいということでありましたから、お引き受けいたしました。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それは、もう取り下げたほうがいいですね。それが誠実な対応と思います。余分な混乱しかありません。もう撤回するわけにいかんからね。再選定するわけにいかんですからね、全体決まって。全国的にそういう状況になってるから、だから、それはおかしいと思いますよ、はい。もういいです。もういいです。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、伊藤議員がご指摘、質問がたくさんありましたけど、同じ角度からじゃなしに、角度を変えて端的にお伺いしたいと思います。

紹介議員にお尋ねいたします。京都府与謝野町の教育委員会の教科書の選定採択の仕方がおかしいということで請願を出されてるんでしょうか。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 与謝野町の教育委員会に特定して言ってる問題ではありません。教育委員会が今回、歴史公民が東書と、それから地図が帝国、ずっと以前から同じものでずっと決まっていってることはご存じですか。

議長（井田義之） 答弁だけしてください。

1 2 番（多田正成） そういうことになってましてですね、与謝野町の教育委員会がおかしいから、このことを言うという意味ではありません。この請願書をよく読んでいただくとわかりますが、議会にそのことをお願いしますということが書いてありますから、教育委員会は今後の問題でして、問題がその中で研究して、問題があればまた、意見を言わせてもらうかもわかりませんが、そういう意味ではありません。やっぱり国からおりてきて、その状態がずっと下まで来るところに少し問題もあるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 地方議会、与謝野町議会であるということを、認識をお願いしたいと思います。情報公開は教育委員会におきましても十分されているというふうに思っております。独自の調査研究をされた結果、出された請願なんでしょう。

その請願者の方はですね、与謝野町の教育委員会について、教科書の選定につきまして情報公

開を十分されていると思いますので、独自の調査をされて、この請願が出たんでしょうか、お尋ねします。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 請願者の方はですね、そのことを十分研究されて、そういった状態が全体にあるんじゃないかなということで、与謝野町も子供たちのために、こうして、こういうあり方がいいんじゃないかなということであります。

そういったことで、たまたまちよっと時間がずれておまして、今、伊藤議員がおっしゃったように、採択が終わってしまってから出しとるんで意味がないというふうにもとらえられるんですが、今後、そういうことも、この間、議運で、文教のほうで委託をされて、また調査、研究を、委員長を中心にしていただけるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 個人名で請願を出されてるんで、十分、配慮、気をつけないかんのですけども、このお二人はですね、どういう活動をされてる方なんでしょうか。

議長（井田義之） ちょっとそこまではどうなのかな、多田議員。

1 2 番（多田正成） 個人の職業は別として、まず、この方々が所属しておられる団体、それは日本の全国ネット枠を持たれる日本会議という会に所属をされておまして、その会が、どういう会かといいますと、国会議員さんや、それから信徒の宗教関係ですね、神主さんとか、それから地方議員さんとか、それから民間とか、全国ネットでかなりの方が入っておられて政策、提案も国のほうにもされておりますし、こういう教科書の問題もいろいろと研究をされて発信をしておられます。そういった中で、このお二方については、所属された研究の中から、この町を思って請願をされました。以上です。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 大変失礼なことをお尋ねいたしますけど、今のお話し聞きますと、日本ネットワークですか、が作成された文書に、このお二人がサインをされたということによろしいんでしょうか。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 所属をされておって、そういうことを研究されておることに対して、こういうふうに思われたと、私もその話を聞かせていただいて、全く子供たちがそうあってほしいな、この日本の中で一つの教科書が影響してくるわけですから、一つの教科書の、最善の教科書が、最もふさわしい教科書が選ばれた中で、教育を受けながら、また、いろんな見聞の中から視野を広めて、そして歴史認識を広めてもらって、世界で羽ばたける子供たちに育ててほしいという願いだと思いますし、私も、そのとおりに、そう思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 一般論で出された請願に対しましてですね、与謝野町議会として与謝野町教育委員会の調査研究するというのは、非常に難しい請願であるということを申し上げて終わりとしたと思います。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

野村議員。

1 番（野村生八） 先ほど、紹介議員が答弁されたことで、再度確認したいことが1点だけありますので、質問します。

紹介議員は、与謝野町の教育委員会にということではないというふうな答弁をされましたよね。違いましたか。本請願が与謝野町の教育委員会のあり方どうこうということではないというふうに答弁されたと思うんですが、違いましたか。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 私の申し上げてるのは、与謝野町の採択された教科書、採択の仕方が特定しているわけではありません。やはり上から、伊藤議員も言われておりましたが、何らかのいろんな組織や力によって決まってくるんだろうと思うんですが、私は勉強不足で、そこまでどう決まってくるということは勉強不足で申しわけないんですけども、そういったものがおってくる、その中で与謝野町の教育委員会も、その教科書を調査研究して、そして、採択されるんだろうと思うんですが、もっと裏には、ここで申し上げにくい実態もあるようであります。ですから総合的に考えて、教育委員会に意見や要望をしてほしいという請願であります。

この与謝野町の教育委員会を特定して、ぐっと行ってほしいという意味ではないんですが、議会で、そのことを調査研究して、実態をもっと皆さんで知って、そして、意見があれば意見を申し上げてほしいという請願であります。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 伊藤議員も言われましたが、教育の内容というのは、その国の将来を左右する非常に大事なもので、正しいとか正しくない以前に、政治が介入してはいけないというのが歴史の教訓として、それを組み入れた憲法がつくられて、その新しい憲法のもとに、今の日本が運営されていると思ってるんですね。この教科書の内容、まさに、その教育の内容にかかわる問題で、そのことを一議員が研究されるのは、もちろん当然のことでしょうけども、この与謝野町議会も政治の場です。その場で、そういう教科書の内容に踏み込むというのは、まさに憲法に抵触する恐れがあると、私も思います。

それから、私の理解は、今、答弁されたようなことではなくて、これは今、横の問題だと思うんですが、今度は縦の問題で、当地方の教科書を採択する上でも、上からの指示に従って採択されるということもあってはならないのではないかなというふうに、独立した機関として存在しているのではないかなというふうに思っておるんですが、それがそうではないということの認識そのものが、これは非常に大きな問題を言われているというふうに思うんですが、それは今、言われたのは間違いないことですか。上の指示に基づいて選定されているというものは、間違いないことですか。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 指示をされてるかどうかわかりませんが、これをしなさいということは、多分、そんなことは常識的におりてきてないと私は思っております。ただ、以前からの流れの中で、教育法が変わった、18年に変わって、それが今回、初めての採択の年であります。その基本法が変わった中にふさわしい教科書かどうかということを調査研究をされて、上から、これを使いなさいということはないと思いますが、流れの中で、そうやってきているというものはあります。

ですから、教育委員会も、以前は教育長と教育委員長で選ばれておりましたけれども、今回か

らは教育委員さんも全員参加の中で選ばれることになってきました。それだけ改善もされております。そういった中で、この請願も出されておるとは思いますが、以前とは随分選び方も改善されてきたようであります。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） なっていると断言されていますが、それを断言するには、その根拠は当然、多田議員の根拠があるんだろうと思うんですが、そこまで断言できる根拠があるのだろうか、非常に聞いていて不安を感じるんですけどね。そのことは指摘をしていきたいと思えます。それで同時に、この請願の内容は与謝野町の教育委員会、委員長にも出されていますしね、それぞれの町の教育委員会に、それぞれの議会が、こういう形で同様のもの働きかけるという趣旨だということ言えば、これは非常に大きな問題のある請願ではないかということも指摘をしておきたいと思えます。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） これで多田議員に対する質疑を終結します。

多田議員、席にお戻りください。

（多田議員 着席）

議 長（井田義之） お諮りいたします。

本請願は、文教厚生常任委員会に付託したいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

あらかじめ申し上げておきます。本日は残業になると思えますけれども、5時になっても終われないと思えますけれども、よろしく願いをいたします。

長いかな後も、休憩するのがいいのかどうか、ちょっと迷っております。

休憩。それでは、ここで暫時休憩いたします。

5時休憩をいたします。5時にはびっちり始めますので、よろしく願いいたします。

（休憩 午後 4時50分）

（再開 午後 5時00分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を続行いたします。

次に、日程第34 請願第2号 役場庁舎の統合に関する請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

10番、山添議員。

10番（山添藤真） それでは、請願第2号 役場庁舎の統合に関する請願書の紹介を行いたいと思えます。

請願書の趣旨、請願事項に入ります前に、この請願書が出されることになった背景について、若干触れておきたいと思えます。

5月28日のワークパルにおける町長の住民説明会において、現在の三つの庁舎を加悦庁舎に統合することが最善であるとの説明を受けたことによって、与謝野町内の約20名の有志の方々

がご参集をされ、庁舎の検討ワーキンググループの検討結果報告書、役場庁舎統合説明会及び町政懇談会の資料等について、将来の与謝野町のまちづくりにおいて、重要な事項が十分に検討されているかといった視点で検証を行われました。その結果、合併特例債の使用期限という時間的な制約があるなどの理由により、将来の与謝野町のまちづくりを視野に入れた完全な報告ではないとの結論に至られました。結果、その検討結果をまとめ上げられ、本請願が作成をされたわけでございます。

それでは、趣旨を朗読させていただきたいと思っておりますので、裏面の別紙をごらんいただきますようお願いいたします。

未来創造会議では、役場庁舎統合説明会及び町政懇談会の開催は、資料及び時間的なことから補完的なものであると考えます。つまり検討委員会を設置し十分な検証を行うことが原則であり、役場庁舎統合説明会及び町政懇談会の開催だけでは、住民の合意形成は図ることはできないと考えます。

また、庁舎検討ワーキンググループの結果報告書については、将来の与謝野町のまちづくりにおいて、重要な事項が十分に検討されているとは考えられません。例えば、庁舎の位置、公共交通機関、公共施設との関連及び機構改革後の庁舎の姿などが十分に検討されていない点であり、これらのことは与謝野町の将来像及び住民の利便性に直接影響を及ぼす事項であると考えます。庁舎を統合した場合、支所の設置及びその取り扱い業務は住民サービスに直接影響することであるにもかかわらず、その具体的な内容が示されていません。

例えば、現状のデメリットである、利用者が複数の庁舎を訪問することは解消されるが、支所機能が十分でなければ地理的な問題が発生することになります。要するに、住民にとって、なくてはならない支所機能を十分に調査し、それに対応する方法を示す必要があり、同時に現状から低下するサービスについては、その対応策についても示す必要があると考えます。

これらのことから、庁舎統合について、そのメリットとデメリットが十分に比較検討されていません。デメリットに対しては、その対応策も同時に検討する必要があり、受益に対しては、その負担が生じることも、ありのままに住民に示す必要があると考えます。

以上が請願の趣旨であります。

次に、請願事項を三つ述べさせていただきます。

第1に、検討委員会を立ち上げてください。

第2に、議会独自で町長が説明会で説明された、庁舎を移転する七つの理由を検証してください。

第3に、それらの検討結果を住民に説明し、住民との対話を複数回行ってください。

以上が、請願事項であります。

提出者は、与謝野町未来創造会議、会長 廣野秀和氏であります。

これらの請願趣旨及び請願事項について、皆様方の深く、そして幅広い議論をお願いいたしますとともに、請願事項の実現に向けて、皆様方のご尽力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。

紹介議員に対する質疑はありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは役場庁舎の統合に関する請願書につきまして、山添紹介議員にお尋ねいたします。

与謝野町未来創造会議と、次に出てきます与謝野町庁舎問題を考える会との違いですね、これ一つになれなかったのでしょうか。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 一つにならなかったもので、二つの請願が出ているとっております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） その訴える趣旨というか、性質というか、性格が違うのでしょうか。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） この後、出される請願の内容を吟味していただくことで、その違いはあるかと思えます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 私、庁舎におけるワーキングチームで調査研究された結果は、日々勤務されていまして、その中で行政を動かしておられる職員がまとめ上げた提案書は尊重すべきだと思うんですけど、紹介議員はどのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 町の主役は住民であります。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 未来を創造する会でありますから、与謝野町の総合庁舎化の必要性であり、また、行政機能を高めるために、庁舎のあり方については十分議論されたと思うんですけども、議論の結果は、どういう結果だったのでしょうか。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 庁舎の総合庁舎方式と分庁舎方式の議論は確かにございました。ですけれども、この請願では、それらを一つにまとめ上げるということにはなりませんので、議論はあった。しかしながら、そこまでの合意を、その会でも取ろうとは思われなかったもので、このような提案になっております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 先ほど提案説明の中にありました丹後についても考えたと、丹後全域ですね、丹後全体についても議論したわけですね。してません。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） この会の議論を思い返してみますと、今後、地方の再編が、この丹後の地でもあるかという可能性は必ずしもゼロではないと。そのような立場に立ったときに、庁舎はどうあるべきかといった議論はありましたけれども、それに対する答えは出ておりません。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひともね、せつかくの会ですから、そこまで踏み込んでいただきまして、議論をしていただくようお願いしときたいというふうに思います。

私も岩滝地域の会場、5会場出席させていただきました。その中で女性の方が非常に多かった

のが加悦と違う点で感心しておりましたけども、その中の意見、こっちは糸井さんのほうだったな。失礼いたしました。これは糸井さんのほうだ。

大変失礼しました。町の声ですけど、町の声、同じ議員さんが同じ質問をされてるという声を聞きます。私もそう思うんですけども、紹介議員はどのように思われているかお尋ねしたいと思うんですけども、三つです、三つ同じ人が同じことを質問されています、町長にね。検討委員会のこと、ワーキングチーム、合併協議会の協定書について、これに集中しているんですけども、町の人声としては、これは町の将来を考えた議論ではないということもよく聞くんですけども、紹介議員はどのように思われますか。

同じ議員の中に入っていると思うんです。山添議員も入っているんです、町の声で。山添議員も同じことを聞かれると、毎回。そのことについて、どう思われますか。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） まず、申し上げておきたいんですけども、この与謝野町未来創造会議は、旧岩滝地区の有志によってだけ結成された会ではございません。

旧加悦町、旧野田川町、旧岩滝町の有志によって結成された会であります。ということ、まず申し上げておきたいと思うんですけども、先ほど杉上議員がおっしゃられた、同じことを何度も質疑をされていると、私も含めて、その件に関してどう思われるかということだと思っくんですけども、何度も質問するということは、それだけ大切なことだと思っておりますので、それが答弁かなと思います。

議 長（井田義之） 杉上議員、できるだけ質問に対することについてお願いします。終わります。

4 番（杉上忠義） もうこれで終わりますけども、期待を述べて終わりたいと思います。

この2通の質問が出たということに対してですね、この若い山添議員が出された与謝野町未来創造会議に期待しときまして、私の質疑といたします。ありがとうございました。

議 長（井田義之） 山添議員、答弁ある。

ほかに質疑ありませんか。

3 番、有吉議員。

3 番（有吉 正） 紹介議員の山添議員にお尋ねします。

紹介議員としては、大変ご苦労さんでございます。ちょっと質問させていただきます。簡単に質問いたします。

検討委員会をつくってくれという質問も入っております。20名ほどの、全町域にわたったメンバーだと、紹介議員も入っておられるのかどうかは、もしよろしければメンバーの一員なのかどうかもお答えいただきたいと思います。

それから、どういう、これ町長が昨日の特別委員会で、熟慮すると、検討委員会をつくることについては、そういうような発言だったろうというふうにメモをしておるんですが、例えば、紹介議員として、あるいはこの未来創造会議のメンバーではどういったメンバーがええのだろうというふうに、どういった委員会があれば、僕もこの辺を非常に難しい問題があると思います。ただつくれ、つくれだけでは難しい部分もあると思いますので、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番 (山添藤真) まず第一に、私がこの会のメンバーなのかといったご質疑ですけれども、私はあくまでオブザーブという形で、その会の会合に出席しております。

したがって、メンバーといわれるとそうではないと、お答えできるのかなと思います。そして、その検討委員会はどうのように立ち上げたらいいのかといったご質疑ですけれども、正しい情報を正しく、その選出された委員の皆様へ提出することができれば、その委員の人たちは適切な判断をされるというふうに思っておりますので、どのように、その委員の選出をされればいいのかというような質疑に対しては、私もまだ考えている最中でございますので、これといったことを申し上げることはできません。

議 長 (井田義之) 有吉議員。

3 番 (有吉 正) 最後にもう1点質問いたしますが、この3町が縁あって平成18年、合併したわけでございます。1市、それまで1市4町の合併協議会がありました。その1市4町の合併協議会がスタートする前、私は野田川町の議会議員でございましたけれども、その提案理由とのか、説明の中で合併協議がスタートする前の説明の中で京都府と宮津市、それから与謝郡4町の首長間、京都府が入っておるといような説明があったわけですが、1市4町の大きな枠で合併協議に入られるのか。

宮津市、伊根町、岩滝町の1市2町ですね、それと加悦町と野田川町の枠でやられるのか、それを首長さんに選択されたといようなことを聞いております。その理由としては、宮津市が岩滝町を挟んで、今でもそうなんです、飛び地になっておるとい、地図を見ていただいたらわかるとおり、いうことを解消するのがいいのじゃないかなといようなことだったと思います。

それから、旧加悦、野田川は加悦谷高校を見ていただくとわかるように生活面、あるいは文化面でも似たところがあるといような提案の中、1市4町が合併協議会はスタートして、途中、休止ということになりましたけども、そういった経過の中、縁あって3町が合併されたといつて5年たったといことでございます。こういうことをお話ししたのは、その20名のメンバーの方や、それから山添議員、その辺のことはご存じであるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

議 長 (井田義之) 山添議員。

1 0 番 (山添藤真) この会議に出席をしておりますと、やはり歴史的な経緯、そして、その歴史の中で戦ったような方々もいらっしゃいます。どのような合併がよかったのか、そして、今後あり得るのかといった議論ももちろんあるんですけども、私が、そして恐らく会議に出席をされていらっしゃる皆様が思っていることは、この庁舎の問題で、せつかく一つ、有吉議員のお言葉をお借りするのであれば、縁あって一つになった、この与謝野町を分裂をさせるようなことだけは避けるべきだといような認識は一致しているのかと思いますし、私もそう思います。

3 番 (有吉 正) 終わります。

ありがとうございました。

議 長 (井田義之) ほかに質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番 (野村生八) 紹介議員に、2点について質問いたします。

まず、かがみの文章についてなんです、その中段の一番最後に書いてある検討委員会の設置

については、この町政懇談会の開催により、住民の合意形成を図れるものとして、その設置はしないこともあわせて説明を受けましたというふうに書かれています。

私が聞いている限りでは、こういう説明を聞いた覚えがありません。いろいろと、これは人によって理解の仕方が違うような反応のようでございますが、検討委員会を設置する前に、直接この案を持って説明をして、住民の意見を聞きたいと。多くの人の意見を聞きたいということで、今回の、こういう住民懇談会形式を優先されたということは、もちろん言われていました。しかし、こういう言い方ではなかったと思ってるんですが、紹介議員は、この文章に対してどのような思いでしょうか。

議 長（井田義之） 山添委員。

1 0 番（山添藤真） この住民の合意を図れるものと。すみません、ちょっと前段から読ませていただきます。

平成20年2月に策定された第1次与謝野町総合計画にある総合庁舎方式を検討する検討委員会の設置については、この町政懇談会の開催により住民の合意形成を図れるものとして、その設置はしないこともあわせて説明を受けましたといった箇所だと思うんですけども、確かに総合計画の中で、その検討委員会の設置はうたわれ、かつ1年数カ月前の糸井議員の一般質問においても、この議場において、町長は、その検討委員会を立ち上げるといった旨を発表されました。1年後、その住民説明会の場では、住民の合意形成を図るために、その町政懇談会の場で広く、その意見を聞いていきたいとの発言はありましたけれども、この次の一手が示されていない状況では、このようにとられても仕方がないのではないかなというふうに思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 最後の言葉がもう一つわからなかったんですが、お聞きしたいのは、今回の説明で住民の合意形成を図れるというふうに町長は言われたという文章だと受けとめるんですが、そういう言い方を町長がされたというふうに紹介議員は受けとめておられるのかどうかがお聞きしたいんです。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） そのように努力をされるといった趣旨のご発言は多くあったかと思えますし、これは私の見解ですけども。そして、この会に出席をしていらっしゃる方々は、このような住民の合意形成を図れるものとして、その設置はしないこともあわせてご説明を受けましたというふうに受けとめられたということだと思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、答弁された内容は、ここの文章とは意味合いが、かなり違ってくるんでね、住民の皆さんが、そう受けとめられたというのは、そう思われたから出されているんだと思うんですが、紹介議員のお考えをお聞きしたかったんで質問したんですが、それは微妙に違うんじゃないかと思うんですが、どうぞ。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） これまで何度か、町長がお約束をされてこられたことを、今現段階において、今後はどうなるかわかりませんが、守られていないということは明白な事実だと思いますし、その解釈については、それなりの幅があるのではないかなというふうに思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 検討委員会をつくれなかったということについてのことを聞いているのではなくて、今回の住民説明会で住民の合意形成は図れるというふうに町長が言われたというような文章に思いますけども、紹介議員は、この議場なり、いろんなところで町長の発言を聞いてこられましたと思うんですけども、こういう図れるという言い方をされたらと、私はそういう言い方ではなかったと思うんですが、図れるというふうに言われたというふうに理解されてるのかどうかをお聞きしたい。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 図れると思われる、思われても仕方がないと思いますし、私もそう思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） そういう言い方ではなかったということですね。

二つ目、最後に請願事項についてですが、検討委員会を立ち上げてくださいということが入ってるんですけども、この議会に検討委員会を立ち上げてくださいという要望というのは、具体的にどういうことを要望されているのでしょうか。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 先ほどの趣旨の説明、そして、請願事項の説明の終わりに申しましたように、検討委員会を立ち上げるべくご尽力をいただきたいというような趣旨の請願です。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） このまま読むと、議会で検討委員会を立ち上げてくださいという趣旨かなというふうにちょっと理解しましたので、町長に対してなら、そういう要望はそうですが、議会に対してであれば、今言ったような形だと、そういう内容だということに理解させてもらったらいいということですね。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ございませんか。

5 番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） 請願について、紹介議員に何点か質問いたします。特に請願事項についてお尋ねをしたいと思っております。

まず、第1番の検討委員会については、今、野村議員のお尋ねになった件で了解ができましたので、それをおきまして、議員が、この会議に。先に検討事項を申しますと、2番目の議会独自で町長が説明会で説明された庁舎を移転する七つの理由を検証してくださいとあります。既にこの議会は庁舎問題の検討委員会を立ち上げて、現在、ワーキンググループの検証とか、当然これから、その説明会の、いろんな部分は順次検証していくことに、もう既に、そういう方向で、議会そのものは、私は動いていると、このように思っているんですが、いかがでしょう。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 特別委員会において、この庁舎の問題に関しては、さまざまな議論がなされております。ですけれども、現段階において、この七つの理由、多分七つの必要性という書き方だったと思うんですけれども、具体的には検証はされておられませんので、その点をお願いしたいということです。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 確かにそこまでは行ってませんが、これは必ずそういうふうになっていくものだというふうに僕は理解をしております、その委員でも、議員はありますので、あえてそこまでグループのオブザーバーとして、もう既に、そういうことは議会ではやっていますよというふうなことは向こうさんにもある程度、説明したりしていただいていたのかなというふうに思ったんですが、そういう部分はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） その会合において、この庁舎問題の特別委員会の現状は、ご報告をさせていただいております。ですけれども、先ほど申し上げましたように、その時点、そして現段階においては、この七つの理由、七つの必要性については、一つ一つ具体的に検証はなされていないということでもあります。そして、今後、この検討委員会の中で、この七つの理由についてご議論いただけるのであれば、それはもう本当にお願ひしたいということでもあります。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、それは今後におきまして、その次の検証結果を住民に説明し、住民との対話を複数回行ってくださいと、こういう請願事項がありますが、議会が行う、議会というんですか、特別委員会ですね、行う検証討論は、すべてKYTでオープンにやられています。今後もし生放送されていくということなんで、そこら辺は置いておきまして、住民との対話については、先ほどと一緒に、できてないといえば、これからなんですが、議員も一緒にやっております議会活性化委員会の中でも、前回でも住民説明会をやっていたかなければならないと、そういう部分で精力的に活発な意見を戦わせて、こういう形でやろうとか、こういう形がいいんじゃないかとかいうこともやってきております。そういう部分も含めて、まだ、詳細なことは、今回の委員会の報告の中で、委員長は報告されませんでしたけれども、要望があればいろんな団体の中にも出向いて行って、いろんなお話をしようというふうな話をしていることは、委員もよくご存じだというふうに思うんです。

そういうわけで、これはどういう、僕はそういうふうに思っているんですが、紹介議員は、このことについて、どういう方法を思っておられるのかというふうについてお尋ねします。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） まず、最初に申し上げておきたいのは、現在、この議会活性化特別委員会でも、そして庁舎問題特別委員会でも、この住民との対話を行うといった決定はなされていないということです。

そして、この住民との対話を進めていっていただきたいといったような趣旨の請願でございます。

そして、どのように対話をしていったらいいのかといった部分なんですけれども、それは現在、議員も、委員であります議会活性化特別委員会であったり、ご議論をいただいているので、その意向に沿った形で進めていくべきかなというふうに私は思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） であるならば、先ほどと一緒にですが、そういう議論をしているというふうなことは、その団体、未来創造会議ですか、そういう中ではお話になっていると、こういうわけでしょうか。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） その会合においては、そのような傾向もあるというようなご報告はさせていただいておりますが、具体的に、この会議の後ですか、前回の議会活性化特別委員会での、具体的な今後の住民との対話をどうしていくのかといったような議論を受けてのご報告ということはさせていただいておりません。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） タイムラグがいろいろとありますの、必ずしもその時々のごことが、そのとおりに伝わっているとか、それぞれの思いがあるので、一概に僕の思っておるばかりにはいってないとは思いますが、議会としては、やはりそういう方向で議会、それから委員会ですね、やらなければならないと、私もそう思ってますし、そういう方向で動こうとしております。そういう部分は、十二分にご理解をお願いしたいと、こういうふうに思っております。

そこで、せっかくの請願ですが、議会はもう既に、このことについては十二分にやる気でおるんだというふうには私は思っておりますので、その部分をお伝えしておきたいと思えます。

それから、先ほど、この未来創造会議のオブザーバーとして参加をしているというふうにおっしゃいました。オブザーバーもいろいろありまして、会議に出てものは言わん、一応、皆さんの話を聞かせてもらっているというオブザーバーもあれば、いろいろと話はするけども、最終的には決定権のところには表明しないというオブザーバーもありますし、いろいろあるんですが、どうというような立場で、その会に議員は参加しておられるんでしょうか。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 基本的に、その会議を始められる前に、庁舎検討特別委員会で行われた議論を、できるだけ中立性を意識しながら、お話をさせていただいているといったことであります。

そして、例えばですけれども、この請願の、請願書ですか、この文書の作成には携わっておりませんので、そのようなスタンスというふうに理解をしていただければ結構かなと思えます。

5 番（塩見 晋） よくわかりました。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） これにて質疑を終結します。

山添議員、自席にお返りください。

（山添議員 着席）

議 長（井田義之） お諮りいたします。

本請願は、庁舎問題特別委員会に付託したいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は、庁舎問題特別委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第35 請願第3号 与謝野町庁舎問題に関する請願を議題とします。
紹介議員の説明を求めます。

1 4 番、糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは、庁舎問題に関する請願について、ご提案を申し上げます。

請願者は、京都府与謝郡字弓木495番、与謝野町庁舎問題を考える会、代表 山添政就さん、ほか2, 544人となっております。

2, 544人の方につきましては、署名が添付されておりますことを申し添えておきたいというふうに思います。

それでは、請願の趣旨を朗読させていただきまして、提案にかえておきたいというふうに思います。

合併してから5年を経過する中、事務所の「位置変更に関する条例改正」を太田町長は12月定例議会において提出することを予定しています。

そのため、5月28日町民説明会、その後、各地域24カ所の町政懇談会において説明されましたが、今回の提案は庁舎問題を検討するための検討委員会を立ち上げず、ワーキンググループの検討結果を重視するというもので、町民無視の提案であると言わざるを得ない。特に岩滝地域での町政懇談会での町長の答弁は一方的な説明に終始し、なおその態度から住民の意見を聴取する姿勢は全く見られず、かたくなに庁舎移転を固持した弁明には、岩滝地域の住民は啞然とし、全く理解に苦しむ状況でありました。

今回の職員の利便性のみを優先した庁舎統合の説明では、経費の節減を全く望めないし、特例債の対応は短期的なものの見方であり、行財政上、決して有利なものではありません。

せっかく合併後5年が経過し、地域の一体化が少しずつ進展しつつあるときに、この庁舎統合は全く理解できないことであり、私たち地域住民は庁舎統合に同意できるものではありません。私たちすべての住民が一体化し、すべての人が安心して住みよい町を目指すため、先頭に立って奉仕するのが町長・職員であります。

そしてまた、議員さんにおかれましては、地域住民の思いを反映した町政であるよう皆様の見識を示していただくのが使命であると考えます。今こそ、旧3地域がより強固に一体化し、町民一人一人が輝く与謝野町づくりに励むことが強く求められています。

以上の趣旨により、下記の事項の実現に向けてご尽力をいただきますようお願いいたします。

請願事項といたしまして、1点目は、庁舎は合併協議会での合意事項を尊重し、分庁舎方式を堅持すること。

二つ目に、町政懇談会での町民の意見を尊重すること。

以上でございます。どうかよろしくご審議、検討いただきまして、採択していただきますようよろしくお願いを申し上げて、提案にかえさせていただきます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、有吉議員。

3 番（有吉 正） 紹介議員の糸井議員、大変ご苦労さんでございます。ちょっと質問させていただきます。すぐ終わります。

請願事項の1点目、庁舎は合併協議会での合意事項を尊重し、分庁舎方式を堅持することとなっております。これは今のままで、いらうなということですか。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） そのとおりでございます。今のままの分庁方式を、そのまましてくださいという

ことでございます。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） ただそうであると、今までの本庁というのかねえ、議会はここ、本庁は向こう、そういうことが続くということを議員としてどのように、糸井議員としてちょっとお聞かせ願えたらなというふうに思います。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 個人的な見解を述べよということでございますので、個人的な見解を述べさせてもらいますけれども、私も合併当時、初めての、初代の議長として2年間お世話になりました。皆さんのご理解をいただきまして、私も岩滝でございますので、岩滝に議会があればすぐ、二、三分で行けるわけですけれども、ここがね、やっぱり合併協議の中で議会は加悦ということに決まって、ここに議会がなったということでございます。私もここに2年間、議長として執務させていただきましたし、議場にも議員として来させていただきましてけれど、私自身の感触としては、皆さんどう思っておられるか知りませんが、私はそんな不自由は感じてないというふうに思います。今は電話もありますし、ファクスもありますし、インターネットもありますし、私はそんなに不自由は感じておりません。かえって15分ぐらいで来れるので、ちょうどドライブではないんですけれども、自動車で走らせるのにええくらいの距離かなというふうな感じがいたしております、決して不自由は感じておりません。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 個人の思いは別として、やっぱり議員として将来のやっぱり与謝野町はどうあるべきかというふうなことでお答えが聞けたらなというふうに思ったわけなんです、わかりました。

請願事項の2番目に、町政懇談会での町民の意見を尊重することと、このようになっておりますが、ちょっとこれ確認するんですが、町民ですから、与謝野町民という理解でよろしいですね。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 町民でございますので、全くそのとおりでございますけれども、請願者の、私ではなしに、請願者の意向としては岩滝町民、住民の意向を尊重してほしいというのが、私は請願者の意図するところではないかなというふうに思っております。特に今回の総合庁舎方式、統合については反対をしておるわけなので、反対の意見についての意見を尊重してほしいというのが請願者の、私は趣旨だというふうに思っております。以上です。

3 番（有吉 正） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、与謝野庁舎の問題に関する請願につきまして、紹介議員の糸井議員にお尋ねいたします。

山添議員と同じことをお尋ねしますが、山添議員のほうから糸井議員にお聞きくださいということでしたのでお尋ねいたします。

なぜ、その与謝野庁舎問題を考える会が2、544人の中で、未来創造会議と連帯というか、一枚岩にはならなかったんでしょうか。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 私、この会に入っとるわけじゃないし、会を組織しておるわけではないので、私はわかりませんが、それはそれなりの、それぞれの会の目的があって、私はつくられたというふうに思っております。ですから、会と会とが会合を開かれて調整が図られたかどうか、そこから辺のことまでは、私は紹介議員として聞いておりませんので、お答えすることができません。

議 長（井田義之） 4番、杉上議員。

- 4 番（杉上忠義） 同じことをお尋ねいたしますけども、町の声として、テレビを見てますと、出てくるのは同じ議員さんが検討委員会、ワーキングチーム、合併協議会の協定書について質疑をされると、もう少し踏み込んで総合庁舎化の必要性とか、行政機能を高めるための庁舎のあり方については、議論されないんですかということも聞かれます。

そこで、紹介議員にお尋ねしますけども、糸井議員は総合庁舎化は必要だというふうにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 私個人の意見を述べということですか。私はあんまりこういうことは述べたくないんですけども、ということは、私は紹介議員でございますので、この会の趣旨に、私は賛同して紹介議員になっておりますので、私の個人的な見解は、また、特別委員会の中で私は申し上げたいなというふうに思っておりますので、その辺については答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 4番、杉上議員。

- 4 番（杉上忠義） それでは、請願の趣旨につきまして、ここに書かれている文章に対してお尋ねいたします。

町政懇談会で、町長の答弁は一方向的な説明に終始したというふうに書かれております。私、先ほど申し上げましたように岩滝地域、5会場出席いたしました。深夜までいろんな意見が出されて議論をされたわけですけども、町長の答弁は、少々乱暴な方に対しても真摯に向き合って、丁寧に答えられたと思うんです。この文言が大変いかなもんかと思っておりますけども、紹介議員はどういうふうにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） それはやっぱり取り方、見方の相違だというふうに思います。

この庁舎問題を考える会の会としてはですね、やはりそういうふうにとらざるを得なかったということで、この文章表現がされたというふうに思います。

議 長（井田義之） 4番、杉上議員。

- 4 番（杉上忠義） 最後の質問です。請願事項に分庁方式を堅持することに賛同されて、紹介議員になられたというふうに思っているわけですね。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） そのように思ってもらったら結構でございます。今、ここにも書いておりますように、我々が一番、今、大切にしなければならないのは、この会でも言っておりますけれども、やはり与謝野町の、私は住民の一体化の醸成、一体性の、私は確立だと思うんですよ。私はこの問題が出ることによって、今、岩滝町では分立という話まで出ておるわけです。先ほど山添議員

が言われましたけれども、私は与謝野町は、そんな事態には、私はなってほしくないというふうに思っております。やはり合併した町でございますので、やはり前に進んでいく必要があると、そのためにはやっぱり一たん、私はこういう格好で進めていただきたいというふうに、この趣旨に賛同したものでございますので、その点、一つご理解をお願いしたいというふうに思います。以上です。

議 長（井田義之） 4番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） もう1点だけ。庁舎内における職員のワーキングチームにつきまして、紹介議員にお尋ねしたいと思います。

やはり先ほど山添議員に申しあげましたように、日々、行政をつかさどる職員は庁舎内で勤務して、その方々が数年かけてまとめ上げた提案、総合庁舎化については尊重すべきだというふうに私思いますけれども、紹介議員は、今はどのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） ワーキンググループさんは、そら庁舎内でのワーキンググループ、作業部会としていろいろの資料を集められて検討されたことだろうというふうに思いますけれども、それはそれなりに、私は評価してもいいんではないかと思っておりますけれども、町民に説明するのを、それを説明されるのに町民の意見が全く入ってない意見であったわけですね。このワーキンググループの結論が。ですから、やはりそこに一つの大きな問題があったというふうに私は思っております。

そうした町民の意見の入らない、町民の意見の入らない、いわゆるワーキンググループがされたのを重視されて、そして町民に説明会をされたというところに一つの大きな問題があったんではないかなと私は思っております。そういう意味で、この庁舎問題を考える会の、この文章の中の内容に、そういう点が示されておるのではないかなというふうに思います。

議 長（井田義之） 4番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） 言った、言わない、順番のことを言うわけじゃないですけども、行政改革推進委員会が合併して立ち上げられて、そこで総合庁舎化の問題が出たわけですね。そこにはやっぱり住民の代表の方が出て協議されたわけですから、全く住民の声が、そのワーキングチームに反映されてないということはないというふうに私は思います。以上です。ありがとうございました。

議 長（井田義之） 質問じゃないんですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） これで質疑を終結します。

糸井議員、自席にお帰りください。

（糸井議員 着席）

議 長（井田義之） お諮りいたします。

本請願は、庁舎問題特別委員会に付託したいと思いますますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は、庁舎問題特別委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月12日、午前9時30分から開議しますのでご参集ください。

長い時間、ご苦労さんでございました。

(散会 午後 5時55分)